

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング(再処理施設(1-14)、MOX燃料加工施設(1-14)、濃縮施設(4-11)濃縮施設(遠心機)(11))」

2. 日時：令和3年2月26日(金) 13時30分～16時45分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、中川上席安全審査官、津金主任安全審査官、田尻安全審査官、河本安全審査官、上出安全審査官、大岡安全審査専門職、藤原安全審査専門職、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職、二平係員

日本原燃(株)

大久保 理事 再処理事業部副事業部長 他14名

東京電力ホールディングス(株) サイクル技術グループ チームリーダー

関西電力(株)

原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループマネジャー

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 課長

四国電力(株) 原子力本部 原子力部 サイクル技術グループ 担当

北陸電力(株) 原子力部 原子燃料技術チーム 主任

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

#### 6. その他

提出資料

「基本設計方針の変更前後の記載の考え方についてに関する基本ロジック(共通05)」

「設工認の分割申請計画について(全体計画と申請書の構成)に関する基本ロジック(共通01)」

「設工認申請対象設備の明確化に関する基本ロジック(共通03、08)」

## 参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)
- ・ 日本原燃株式会社 ウラン濃縮工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）  
「日本原燃（株）から濃縮・埋設事業所加工施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000125.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000125.html)  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000128.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000128.html)
- ・ 令和3年2月19日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年2月22日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設及び濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	それではただいまから、日本原燃株式会社とのヒアリングを開始します。本日のヒアリングは例は2年12月24日に申請があった設工認申請について、
0:00:14	2月の10、
0:00:16	9日にしら鉄のあった。
0:00:20	共通03、0、共通0301配管の名称の考え方及び使用表と設備リストの関係について、
0:00:29	共通05基本設計方針の変更、変更前後の記載の考え方について、また2月22日に提出ありました共通01設工認の分割申請計画について、
0:00:42	またそれら3件のロジックペーパーを本日2月26日に受領しております。それに基づき説明を受けるものとなっております。では日本原燃のほうから出席者の紹介と、
0:00:56	及び議題の構成の確認をお願いします。
0:01:04	はい、日本原燃大久保でございます。
0:01:07	本日御説明する資料でございますが3件ございまして今ほど御紹介のあった資料でございます。こちらの体制でございますけれども、
0:01:18	まず叩きオオクボ、それから、マツオカAタカハシAフジノ
0:01:24	それから許認可業務課でヤマヂ、タムラシミズ
0:01:29	タナカ。
0:01:31	サトウ
0:01:32	フジベヌマヤマ
0:01:38	再処理事業部は、以上のメンバーでございます。それからMOXのほうでございますが、タカマツ、
0:01:45	タニグチ
0:01:46	イシハラ3名。
0:01:49	それから濃縮事業部のほうですが、フジノを
0:01:55	フチノです。
0:01:57	以上で
0:01:59	対応させていただきます。
0:02:02	そうしましたら、当資料を順番に御説明いただきたいと思っておりますけれども、順番は共通01。設工認の分割申請計画の話から始めたいと思っております。
0:02:16	とする。
0:02:18	はい、それでは説明します。
0:02:22	日本原燃者でございます。共選評論家基礎、
0:02:28	よろしいですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:33	規制庁NSにはイニシャル叱られます。よろしくお願いします。
0:02:40	共通 01 の、まずは基本リックというペーパーをお出しをしています。こちらのすべて説明するというのではなくて6 拠点だけ御説明させていただきます。前回審査会合で御説明をさせていただいた通り分割申請につきましては、初期耐震性から最終申請まで
0:02:59	一貫性を持った申請書の整理というのが重要になりますということで今回我々8 分割ですとか8 冊ですとか7 冊という分割になりますので、分割申請賃貸事業変更許可と取ることが説明が
0:03:17	抜けなく行われること、技術基準に適用することの設備がすべて網羅されていることを確認する必要があるということに加えて申請上単位で基本設計方針仕様書ワーキング処理という対象を何かタナカそうなのか明確にする必要があるというふうに考えてます。
0:03:34	こういうことをやっていくということを前提に共通いずれ1 の資料についてはその考え方の整理の仕方というのを今回お示しをさせていただいてございます。
0:03:44	またロジックペーパーの四つ目の丸以降でございますが、特に第1 回の申請につきましては再処理MOXとも申請対象コンパクトにということで整理をさせていただいてございまして、新規基準の適合ということで、地震とか例えば機器等の解消後火災等による損傷の防止といった技術基準の適用
0:04:04	ベストか事業許可との整合ということの説明が必要だということに加えて、MOXにつきましては燃料加工建屋の重大事故と対象設備が設置されるということで、間接支持構造物としての機能というのが要求されます。こちらについては、重大事故が発生するような条件下においても、倒壊等しないことを説明。
0:04:24	必要があるところで、今回の申請書にも決定二倍の基準地震動の1. 二倍の地震力に対して、燃料加工建屋の
0:04:44	規制庁コサクです。今ちょっと通信が途切れた状態ですので、
0:04:49	もし今原燃のほうで聞こえてしゃべっているようでしたら、
0:04:54	一旦止めてください。
0:00:02	それでは生徒再開します。ではあの原燃からよろしくお願いします。
0:00:08	日本原燃者でございます。それではロジックペーパーの4 番目の丸のところ、第1 回申請の対象として、
0:00:17	冷却塔連動加工建具で申請対象コンパクトにしたということでございますが、第1 回の申請につきましては、新規性基準の適合性という観点から地震竜巻等の外部衝撃であるとか火災等による損傷の防止といったことについて、
0:00:34	説明が必要であるというふうに考えてございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:00:37	さらにMOXの場合は燃料加工建屋が対象になりましてこの燃料加工建屋内に重大事故と耐設備を設置するということから、古浦に対する機能維持を前提となります。重大事故の発生を想定する条件下での建物の構造健全性といったことについて説明が必要であると考えてございまして、そういった意味で、
0:00:58	今回整理をさせていただいた中にも入れさせていただきましたが、基準地震動を1.二倍の地震力に対する燃料加工建屋の強度評価と耐震性の評価というものを入れています。
0:01:12	それがロジックの話でして全体は資料につきましては改定日ということで、前回から修正をさせていただきます。
0:01:20	一番最初のポイントで説明の改正しましたのは、前回の Cutter 共通方針というのを追加をさせていただいてございます。こちらは先ほどと同じような話でございますが、特に基本方針をどこで出していくかと、どういう展開で出していくかという基本的な考え方の一つでございますが一番
0:01:40	最後のポツの矢羽根二つ目でございますが、基本設計方針の条文別技術上の技術基準の適合性という観点の説明からも対象となる設備が出てくる初回の申請で基本的な共通的な方針というのをお出しをしていくということで整理をさせていただきたいというふうに考えてございます。
0:02:02	また、
0:02:03	3 ページ以降が、最初の資料の改正版ということになります、
0:02:11	前回御指摘ございました3分割ということに対しては申請書ごとということで整理も含めて示すべきということが当然のご指摘でございますので、そういったものに対して、1ポツの中で、まずは工事工程センチ設計進捗といったものも考慮して分割するのかと。
0:02:31	いう考え方をいま一度整理をさせていただきましたということで、前回もありました以降変更に変更というものの取り扱いの振り分けの考え方。
0:02:40	また、6ページの(3)のところは分割申請の整理にあたっての考慮事項ということ。
0:02:46	記載をさせていただきました、そういったことを踏まえた結果として、
0:02:51	二つの分化となる対象の設備とm - があるかというのが7ページ以降に展開をさせていただいてございます。
0:03:00	また基本設計方針の申請の考え方というのは先ほど御説明したような、基本的な
0:03:06	共通方針に従って展開をしていくということで、この資料自体は最初のその基本方針の経営責任転嫁評価のつけさせていただいてございませぬが、今日お出しをさせていただくことで調整をさせていただいてございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:22	Km外方針の整理の考え方に基づいて実際の例示というのが19ページ8ページ以降のMOXも資料の中で、
0:03:37	例示になって大変恐縮でございますが、
0:03:40	38ページ以降に、
0:03:44	外部衝撃関係、
0:03:47	。
0:03:49	火災ですね、あと状態にこたえ設備ということで展開をさせていただいてございます。
0:03:57	ここはすみませんごめんなさいと言わなきゃいけないところが36ページを御検討に頭取の整理表の基本的な考え方を書いているんですが、
0:04:09	その中で一部赤枠で示すと書いてあるところがございましてこれすいません、赤枠で示すという考え方を作って最初は確認してたんですが、公開制限と母管関係で話がややこしくなる可能性もあったんで、青枠にした所文書すいません修正し忘れてございました。
0:04:28	実際は見込める赤枠で半部示すといったところが第1回の範囲を青枠例ファイルを示させていただいたということでございます。
0:04:40	特に細かい説明という全体の生理学の問題で、じゃけ挙げました基本方針に 来前回基本設計方針の整理表の中で、冒頭線量とか定義といったものについてはこれも共通的な方針でありますのでそういったことがわかるような言葉の
0:05:00	修正というのをさせていただいた上で、基本設計方針の各項目条文と適合する関係する項目ごとに必ずA4の薬機親4回の申請で計七つに分割されるわけですが、いずれか。
0:05:17	必要な設備との関係で、その基本方針か引き上げ設計方針と関係が示されるという整理をさせていただきましたということでございます。
0:05:26	説明は以上になります。
0:05:31	すいません説明は以上になりますと言ってすいません追加してしまって申し訳ないんですが、これはどこそのして終わりということを考えているわけではなくて、前回の経営発電炉との比較の中でも、説明すべき項目がちゃんと抜けなくできてるかということちゃんと整理しますといったものの、
0:05:51	結果系というか初めにやるべき仕事が線量がこれというふうに考えてまして、この後、基本設計方針の第1回の範囲上、オオクボ構えた命令これに対して広く添付書類の記載。
0:06:06	これが基本設計方針として正門要求とか機能要求があるものについては、個々の設備に対してどういった詳細設計をしたのかということが添付書類に書

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	かれるべきでありますので、まず今書いているものを整理した上で、果たしてそれが、詳細設計として記載型 2 点目はどうかという状況も含めて、
0:06:25	展開をしていくということに加えて、その詳細設計の記載に対してデータがある場合とか、いわゆる根拠の妥当性を説明するために必要な根拠等の情報は補足説明の中で展開されるべきものになりますので、そういったものをひもづけて展開をしていくと。
0:06:43	この例最終的には整理をしていきたいと思ってます。前回御説明した活動の比較につきましては、いわゆるこれは抜けなくできてることの中で構造のためにやっていきたいというふうに思ってましてその抜けないということの確認の一つの方向としては、
0:07:00	発電炉等の補足説明支援を中の項目小項目ですが中身見た上で、それと比較しながら、その対象設備に対して説明すべき項目が抜けなくできるかということ、あと、
0:07:14	添付書類等も記載の比較をしながら、
0:07:19	発電炉と対象といったプラントこのJでなくて、本来違うは生じというのはなぜかということの結果もしないといけないものがあれば、出てくれば、そこに対して補足説明を通過していくといったような整理をするということを全体としては似たようにというふうに考えてございます。
0:07:37	そちらの考え方については、今整理を求めてまとめてございましてその考え方が次回経営資料としてお出しをしたいというふうに考えてございます。説明は以上です。
0:07:51	日本原燃のヤマチです。1 点追加させていただきます。一つ大きなことでまして、本日提出させていただいた資料のですね、2 ページ以降添付 1 がございませぬけれども、こちらの今回廃棄物供用を考えたときの層分割申請の妥当性を検討するために資料をつくっておりました。
0:08:10	その結果としまして、設計基準を中心として共用破壊がここにありませんということ、
0:08:18	例えば - 11 ページのところ継続制御系統施設がございませぬ、重大事故対象施設の観点での共用という記載が抜けておりました。申し訳ございませぬ。次回、実は本日この後資料豚改訂版提出しようと思っておりましたが、
0:08:34	まさにその中には間に合いませんので、その次の改定のときもしくはそれよりも前の段階でですね、重大事故の観点でどこが共用になるか、それからその供用に対してそう今分割については問題ないのかということも含めてですね、追加したものをお出しさせていただきたいというふうに考えておりますので、申し訳ございませぬがよろしくお願ひいたします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:56	。
0:08:58	はい。それでは規制庁側から何か指摘があれば、
0:09:15	規制庁ナカガワです。ちょっと資料はかなり多いのでな部分部分で少しコメントをしていきたいと思います。
0:09:27	それでまずはどこの
0:09:31	共通 01 の資料で、
0:09:37	2 ページ目ぐらいまでに少し概要が書いてあるのでこれに来てちょっと確認です。
0:09:43	件目は、
0:09:47	3 ページ目にですね。
0:09:50	上のほうに今すでにいろいろこれまでも議論してたかと思うんですが、一番上の矢羽根の
0:09:59	本目ですね。
0:10:01	その波及的影響の評価について
0:10:09	波及的影響施設を申請する開示で評価結果を示し、投資を地震性の必要はないということなんですけど、これは、
0:10:21	何か。
0:10:23	今回示さないという。何を示さないということなんでしょうか。
0:10:28	はい。
0:10:32	日本言明シミズです。kA影響上位クラス性は波及影響を与える設備の申請の移民ぐでそれらの設備課耐震上なりで影響与えないという評価結果を走行次回つけますので、その中で適合性について御説明させていただきたいというふうに考えております。
0:10:52	それで、
0:10:55	規制庁中ですけど。
0:10:57	なんか波及的影響も進むものって、必ずしもそう申請されるものだけには限らないと思ってるんですけどそれ以外のものも含めて、
0:11:07	じゃあその申請されないものがどうという会で見れるでしょうか。
0:11:20	規制庁コサクですけども、
0:11:23	申請対象設備でないものについては、基本、
0:11:28	申請がないので、
0:11:29	オオクボ大枠での基本設計方針の中で波及影響を防止するという宣言をされたときに、全般的に波及影響についてはこういう形で見っていきますということが添付書類の中で示されて、
0:11:46	申請対象設備以外であれば、そう、その

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:11:50	方針、評価方針に則ってAC原燃社内で管理をすると。
0:11:57	その管理状況は、
0:11:59	原子力規制検査の中で、設計工事検査といったところの原燃の状況を確認していくと。
0:12:08	ということになると思ってます。その観点からすると、それに相応する評価方針は、初回に定住されると。
0:12:19	ということだと思ってるんですけど、現在もそういう認識でいますでしょうか。
0:12:31	はい、日本原燃のヤマチです。ご指摘の通りですね我々として設計対応としてやらなきゃいけないものは当然やっていくということになりますので、今コサクさんがおっしゃっていただいたんですね、まず社内としてしっかり設計をした上で、あとは検査の中で必要に応じて対応させていただくということで考えております。
0:12:49	規制庁コサクです。私が言ったのは、その後段ではなくてその前段のこんその初回のこの基本設計方針で波及影響防止というのを行ったときに、添付書類の中で波及影響防止に係る申請対象外の設備も含めた評価方針は示されるということでもいいかということです。
0:13:10	日本原燃のヤマチです。本すいません前段ができておりました。はい、おっしゃる通り基本方針として、まずはきちんと述べさせていただいて、その中で対応していくということになるかと思えます。
0:13:22	規制庁コサクですけど、いい加減ちゃんと答えて欲しいんですけど、私は添付書類でちゃんとフォローして評価の方針が示されるかと聞いているのに何で本分だけの説明になるんですか。
0:13:35	テンプレはどうなりますか。
0:13:37	日本原電の和山です申し訳ございません。今の基本方針と申しましたのが根部だけでは、添付のほうも含めていることで、ちょっと思っておりましたので、記載説明が抜けておりました。申し訳ございませんでした。
0:13:52	規制庁の中で、ちょっと今の書き方自体がですねこの会で全く見るとか未来とかなんかそういう01の書き方になっていてある程度初回でシミズ範囲ってというのがちょっと明確でなかったのですね訴追点含めてまた説明いただければと思います。
0:14:12	はい。
0:14:14	日本原燃のヤマチです。承知いたしました。
0:14:19	規制庁中です。それとあと引き続き次の
0:14:25	民主党も8ページ、次のページですかね。
0:14:29	次のページでちょっとまた細かい議論であるんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:35	真ん中の 2 ポツの真ん中の辺りに
0:14:40	基本設計更新は条文単位通して第 1 回申請回収設備にかかわらない項目は書かないというような感じで具体例が書いてあるかと思います。
0:14:57	これはこれでそういう考えはあるのかと思っていますので、
0:15:02	その中で不法な侵入等の防止っていうのを口径するというふうになったんですけど、これは全く
0:15:09	関係ないということなんでしょうか。今回のその例えば再処理場冷却塔自体はもう御対象施設 27 年という理解でいいですか。
0:15:21	日本原燃の清水です。方針めいの養鶏につきましては、当社としては、一覧については工場事業所全体に対する要求というふうにとらえまして、個々の機器に対する要求ではなくて、施設全体の共通青工場当然介在する要求ということで、今回第 1 回の範囲からは、
0:15:41	対象ではないということで整理してございます。
0:15:49	規制庁の中です。
0:15:51	なんかそういう見方をされるのかもしれないんですが仲條条文上
0:15:58	ペレットをし、
0:16:01	どうなんですけど、今、
0:16:05	ここ、この設備自体を
0:16:08	今回の施設についてのだから、また全部の
0:16:12	申請対象が出てきた段階で議論するとそういうことなんですかね。
0:16:20	規制庁コサク日本原燃清水です。すいません。規制庁コサクですけども、今のナカガワ能質問疑問というところっていうとですね、
0:16:33	そのページの最後のレ点のところの津波については施設全体の共通的な設計方針ということなので、第 1 回でと言っているのとそこがあるように聞こえると。
0:16:46	ということなんですけど。
0:16:48	一方で不法侵入防止については不法侵入防止として説明をする
0:16:57	使用表ではないものを関連するものがあるということでそれをいつの申請対象にしたいと思っているのか、なぜその会なのかというようなことも含めて考えを示していただいたほうがいいのかなど。
0:17:14	思ってます。
0:17:17	その説明をお願いします。
0:17:20	はい。
0:17:22	次に者でございます。我々の考え方が正しくない可能性がなきにしもあるんですが、私どもとしましてはこれは敷地全体はいわゆる切にと一対一で関係する

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ものということではないところもあって、分割する場合に、いずれかの会議へ申請をすることで対象とできるかどうか。
0:17:42	いずれかの申請対象とすれば向けなければいいというふうに考えてまして、もともと和布、二階の申請で事業者としては全体としてお出しをしたいと思ってました。ここはやっぱり事業所全体としては同じな回数で出すのか。
0:18:01	それとも、単独それぞれ出すのかっていうのは考え方あると思いますが、設備といった一度紐付けてないところも含めて、いずれかの改良に向けてくださればいいというふうな整理をしてございました。
0:18:17	ただ、
0:18:21	規制庁の川です。ちょっとあろう。
0:18:24	先ほどの話もありました津浪とかのとの整合性とかですねこの条文いろいろと読み方もあるかと思うんですけど、ちょっと私どももいろいろと混乱しているのは
0:18:37	防護対象なのかその防護対象を守るためのシステムなり設備という議論になるかそこはいろいろ条文によっても規模が違って、ちょっと今後の方針有望視というのをどう考えるかっていうのは、
0:18:54	ちょっと考え大きい系経営見たいというところで進めさしたところです。ちょっと条文等も含めてですね少し考え方の整理がさらに必要なところがあればですね、そこは少し整合性をとって説明していただければと思います。
0:19:12	日本原燃シェアとってございます。承知いたしました。現全体として、最初とMOXを京都の廃棄物も含めてなるとは思いますけど、整理をした上で考え方を示したいと思います。
0:19:29	規制庁の中でそれで9ページ目までの話だともう一つ8ページ目の
0:19:35	一方次の黒丸二つのところがちょっとここは読んでよくわからなかったんですけど。
0:19:44	例えば黒丸の人済みで
0:19:52	発言録設工認ガイドを参考に防護に係る全体の設計方針に係る勧誘下線で示すとともに、
0:20:00	項目処理で説明する金庫この下線で示してどういうことをイメージしてますでしょうか。
0:20:15	日本原燃の清水です。当町の河川と言ってるのはですね、まず膳本弁の基本設計方針につきましては、当該項目のつとところ乙A、すべて書きまして、決定等を発電のためやってる分割のやり方と同様を参考にしまして添付書類のほうで、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:34	その全部示した、例えば外部衝撃の基本設計の値を第1回の申請対象設備に関わるものがどうなんだというのをですね、添付書類側でですね、火線で表記して、今回の審査申請範囲を明確にした書類を
0:20:49	添付することを考えておりました。
0:21:00	規制庁のかつ今後の基本設計方針別に下線を引くということではなくって、
0:21:08	添付書類にて、
0:21:11	添付資料全体するちょっとあんまりここに
0:21:14	イメージは掴め添付書類で全部
0:21:17	第2の計画をします。
0:21:19	すいません、日本原燃の清水です。はい、添付書類として第1回申請に関わる範囲というものがわかるの単位を明確にした書類を改めてにつき新規でつけたいというふうに考えておりました。
0:21:39	これ、
0:21:41	規制庁のちょっとあんまりまで名刺を図る範囲ですけど、これはまたいずれなんかイメージというかそういう案みたいなのが提示されるということです。
0:21:51	日本原燃の清水です。はい。今後入った水のほうは提示させていただきたいというふうに考えております。
0:21:58	うん。
0:22:03	委員長互選されるけれどもすみません、規制庁コサクです。今
0:22:08	イメージを示させていただきますということだったんですけど、提出資料のどこで
0:22:13	説明するつもりになってるのかを明確にしてください。
0:22:27	日本原燃のヤマチです。今この今回の資料のちょうどこの今のこの記載の部分を受けまして、
0:22:36	議事会提出させていただく資料の中にこういうふうな、その資料の提案を考えてますというのをつけさせていただければと思いますがそれでよろしいでしょうか。
0:22:49	規制庁コサクですけども、自治会の提出の何番ですか。
0:22:56	日本原燃の宇山です。この共通01の資料の中で、具体的な例としてお出しさせていただきたいと考えてます。
0:23:09	規制庁コサクです。この資料の改訂版のときに、
0:23:13	入れ込んでくるっていうふうにはですね。
0:23:17	日本原燃のヤマチです。はい、この改訂版でお出しさせていただければと考えております。
0:23:22	規制庁不足です。わかりました。ナカガワさん、続きをお願いします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:29	規制庁の川ですし、とりあえず、じゃあすぐその提示を待ってということになるかと思います。ちょっと。
0:23:36	今の記載だとちょっとよくわからなかったっていうのは後は、
0:23:41	黒丸の二つ目の関係する部分としない部分が混在することから、何かよくわからなくて、
0:23:49	これはちょっと例示を見てから限り思います個とりあえず9ページ目まで私は、
0:23:56	湖面会場ですけども、他の方が何かあればお願いします。
0:24:13	規制庁コサクです。他にないようであれば、私から。
0:24:17	今までナカガワが行ってきたところというのはかなり骨格になる話だと思ってまして、
0:24:26	7ページ8ページ。
0:24:28	もうちゃんとしていただくということはあるんですが、追加していただいた2ページですね共通方針ももう少しそういったところがわかるように、論点として挙げ明確にしといていただければと思ってますけどもいかがでしょうか。
0:24:46	日本原燃者でございます。今おっしゃる通り論点があるところが明確にならないと共通方針としては、抜けがあるということになりますので、そこを含めて全体もう一度整理をさせていただきます。
0:25:00	規制庁補足です。よろしくをお願いします。
0:25:03	えってそれで
0:25:05	8ページの先ほどの第1回に該当するだったり混在するというような話なんですけど。
0:25:14	最初に御説明あったMOXのほうの例でといったところを見ると、重大事項対象設備だったり、今回申請対象設備でない具体的な当該設備のみの設計方針と
0:25:29	というようなところは、その設備を申請するときに追加をするということでそれ以外の複数の設備に関係するようなものっていうのを一通り申請すると。
0:25:45	いう考えというところでまず理解はよろしいでしょうか。
0:25:51	日本原燃者でございます。今のおっしゃった通りでございます。
0:25:56	規制庁コサクです。わかりました。そうすると、先ほど議論を波及影響というところでしたけど、波及影響にかかわらず、添付書類の中では、
0:26:07	直接第1回の設備ではA評価に使わないといったようなところも
0:26:15	添付書類の中で評価方針なりといった
0:26:19	今後どうしていくのかっていう方針は明確にしていくという理解でよろしいですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:27	日本原燃の石原でございます。
0:26:29	おっしゃっていただいた通り、私どもも意識してございます。
0:26:34	超高速です。わかりました。その時に当該箇所のところ具体的な設備は、第2回なり第3回なりというところなのでそのときに、具体的な
0:26:49	計算結果なりというものを示しますということで明確にしていただければと思っ てますけども、認識はそれでよろしいですね。
0:26:58	入射でございます。そういう認識でございます。そういう意味では先ほど追加で 御説明したときにもありましたがそういった認識であったときに現状の卸をした 添付書類の記載が十分かということは確かに当たり前ところが多々あると思っ てませんそういった意味でも、
0:27:16	整理をした上で書くべきことしっかり書くという展開をしていきたいと思っ てます。
0:27:22	規制庁コサクです。よろしくお願いいたします。
0:27:26	それですね、少し具体的などころの確認なんですけども。
0:27:31	説明のところ条文との関係を踏まえて整理をしていくという方針を述べられ たんですけど。
0:27:39	通しの7ページの分割数の整理結果を見てもですね、これが条文程度整理さ れているのか全くわからないんですけど、その点はどうなってるんでしょうか。
0:27:59	日本原燃のヤマチです。おっしゃる通り、7ページは今、結果しかお示してな いというところがございます。これの結果のほうで県営本日お出しする資料の 中で、少なくとも第1回につきましては、先ほどですねMOXの
0:28:19	30
0:28:21	38ページ以降にもありますような基本設計方針の音の要求事項に対して、ど の設備が該当するかという整理、それから、あわせてですね大分開口につ きましても同じように、どの寄付基本設計方針に対して何を御説明該当するか というところの整理は、
0:28:37	きちんとまとめた上でお出ししたいというふうに考えております。
0:28:45	規制庁コサクです。おまとめて説明をするだけではなくてですね、その関係性 を踏まえて分割をどうして行くのかという考えにまで立ち戻っていただか なきゃいけない、
0:28:58	その点ですと、通しの17ページに大枠で
0:29:04	第それぞれの申請のところに関連する条文が何と書くことを書かれてますけ ど。
0:29:13	結構

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:14	複数の申請に跨っている条文があって、それが跨っていてもうまくまわしていけるものなのかどうかというところの検討結果を
0:29:27	この投資7ページの説明をする際には併せてしていただくということで考えてますけど。
0:29:35	具体的なその検討内容なり、
0:29:40	展開はできるイメージは原燃としては思ってますか。
0:29:47	日本原燃のヤマチです。確かにご指摘の通りですね今のパート1と2回ですけれども、これだけで分割してますと、
0:29:57	その中で、きちんとそれぞれ個別にですね審査いただけるというところが決まればとして御説明した説明できなければいけないという所ますので、今資料としましては、例えばその強度共用する部分に関してはどういうふうに分割されるかってそれらの関係がどうなってるかというところまとめております。本日もお出ししようと考えてます。
0:30:17	ただそれだけではですねまずこの分割の考え方は十分に説明しきれてないところもございますので、今ほかにもですねどういう形で資料を作っていけばいいかというところを今予定としましては、9ページにあります通り13月の19日までにお出ししますと、いうふうに書いておりますけども、
0:30:34	できるだけ早い段階でですねそこはきちり整理できるような形のものをお答えしたいということで今準備を進めているところでございます。
0:30:45	規制庁コサクです。よろしく申し上げます。
0:30:50	特にですね今言われた第2回と称しているものなんですけども。
0:30:56	ここを並行して出されるということなんですけど、並行して出されてしまうとですね、第1回で
0:31:05	出してこなかった基本方針に基づくようなものというのは、
0:31:10	どこの
0:31:12	申請で対応するのかっていうのが全くわからなくなるんですね。
0:31:16	なので第2回で御って言うてるんですけど、やはりこの中にも優先順位なり順番なり、
0:31:25	いうことがあるんだと思うんですけどいかがでしょうか。
0:31:42	日本原燃のヤマチです。おっしゃる通り、我々並行して審査をお願いしたいというふうにお話ししているところでございます。優先順位としましては、現状ですねやはり施設の竣工、それから再処理施設の今後の工事ですとか竣工考えると、
0:32:00	積極的にどれも優先度が高いというふうになって参りますから規制庁さんのご指摘外1固まりますので、ちょっとそこもですね我々が整理をしようとしてると

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ころがございますので、考え方をまとめた上でですね温めて御説明させていただきたいというふうに考えております。申し訳ございませんがよろしくお願いたします。
0:32:20	一応コサクです。よろしくお願いいたします。
0:32:23	今の点で言うと少なくとも第1項申請第2項申請っていうのは基本セットなんだと思うんですね、遠いセットでありつつ、第2項申請を中心に寄せて第1項のほうは、
0:32:40	第2項及び込むということのようなので、
0:32:45	第2項側でメインで審査をし、そこでフォローできないところを第1項申請で見、で合わせて認可していくというところで考えてますけど、現在もそのつもりで今回整理されたという理解でよろしいでしょうか。
0:33:04	4件目のヤマチです。おっしゃる通りです。8ページのところですね、一番下のところにも書いておりますけども、今コサクさんがおっしゃった通りの進め方を考えているところでございます。
0:33:15	規制庁補足です。わかりました。それでですね、そうすると第2回は大きく、
0:33:22	三つに分かれて、最初の一番2番。
0:33:26	どうもkN共用でかかる。三番4番。
0:33:31	で、5番も同じく共用という
0:33:35	ことなんですかね、すみませんちょっと記載ぶりを微妙に
0:33:40	どこでどう書いたか、今ぱっと出てこないんですけど、34と5の関係はどういうふうになってるかっていうのは、
0:33:49	今説明できるとこだとどんな感じでしょうか。
0:33:54	すいません。日本原燃の清水です。等の34等に関係につきましては、
0:34:01	2-34の中で、まず2-5でだ想定すいません2-5に関連する第2低レベル廃棄物貯蔵建屋、こちらの建屋の新基準の適合に関わる建屋全体の申請のほうで実施していきたいというふうに考えております。
0:34:18	そのうち今期すいません。2-5でその建屋の一部のお部屋をAとEの廃棄物を置くということで共用する提案の共用につきましては、今日2-5の申請利子申請しまして、
0:34:35	はいいいの廃棄物管理施設のテレビの廃棄物を置いたとしても、2-3-2-4で新基準で適合した内容に対して影響を与えないということを御説明御説明したいというふうに考えておりました。
0:34:52	規制庁姑息です。今の説明だとすると2-5が最優先でそれを認可を受けないと34が成り立たないってということになりますけど、そういうイメージでよろしいですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:35:13	はい、日本原電のヤマチです。ちょうどこの問題がございますので、その後早く認可いただきたいというのはおっしゃる通りです。ただご存知の通りかと思えますけども、先に事業変更許可白脇申請をしなければいけないというところがございますので、切り分けているというのが現状です。
0:35:32	規制庁コサクです。その意味だと許可の申請方針っていうのも、当初の
0:35:41	ヒアリング、面談でしたかねにおいては、全体の許認可の申請計画ということで、お聞きしたので入ってたんですけど、最近では設工認のヒアリングっていうことで聞いてなかったの、そこも含めてですね。
0:35:58	考え方をしていけないとやっぱりわかりにくいかなと思ってます。いずれにしてもその関係性を整理をしていただいて
0:36:09	そういう、その手順でやるんだそうそれですと、これだけのスケジュールになるんだっていうところは、原燃のほうで考えることですので、
0:36:22	考え方、方針っていうのを示していただくようにお願いします。
0:36:31	日本原電がまずそのせめちょっとこういう書きづらかったところがございますが、今の廃棄物共用に考えてこのことに関しまして、許可との関係も含めて、きちんと考え方を整理して御説明を差し上げるということによろしいでしょうか。
0:36:48	規制庁コサクです。それで結構です。よろしくお願いします。
0:36:52	日本原燃のヤマチです。承知いたしました。
0:36:56	規制庁コサクです。それでですね、
0:37:02	耐震で隣接
0:37:06	の影響について
0:37:11	いろいろとその検討しなければいけないというところでありつつ、第1回では隣接について直接する。
0:37:20	影響するものがないので第2回以降で
0:37:25	整理をするということになってるんですけど。
0:37:29	一方で、6ページの下にその旨が書かれてたりするんですけど。
0:37:38	まだ申請でちゃんと整理をいただけないのでどの範囲が隣接影響があるかということが明確になっていない中で
0:37:46	それを前提とした申請方針になって分割の方針になってるっていうのが少し
0:37:56	前提が許すゆるいというか曖昧すぎるかなっていう気もするんですけど、それに対する
0:38:05	影響なり修正できる。
0:38:09	方針になってるのかっていったところは何か検討されてますか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:22	日本原燃のヤマチです。今おっしゃったのは僕ページのところの隣接影響といつも具体的に何がどう隣接するかというところが、記載がされておらずに、結局更新が暖房といいますが、曖昧すぎるよという御指摘。
0:38:40	でしたよね。そういう意味では、今後どれがどう隣接するかというところは整理をしておりますので、この改訂版の資料の中でですね、これに対して何か隣接ということも明らかにさせるといって修正をさせていただきたいと思っております。
0:38:59	規制庁補足です。
0:39:01	復水耐震のほうのヒアリングでも議論していただければと思うんですけど、この資料でというよりは、耐震の隣接の方針のところですね、ある程度その扱いを明確にして2階以降どういうふうに申請して、
0:39:17	説明していくつもりなのかっていうことがわかるようにしていただきたいなと思っておりますので、
0:39:23	またそちらのヒアリングのほうで対応いただければと思っておりますけども、よろしいでしょうか。
0:39:31	日本原電の山口です。承知いたしました耐震のチームとよく連携しながら進めさせていただきます。
0:39:37	規制庁カミデですが、隣接建屋の話を少し補足すると、先ほどヤマチさんはその位置関係だけ説明すればいいというような感じに受け取ったかもしれないですけどそうではなくて、どれぐらい隣接していれば影響を考慮する必要があるのかと。
0:39:57	いうところが、まだ耐震側のヒアリングで確認できていないところで説明を求めていますので、そう。点も含めてですね、示してもらえばいいので、
0:40:12	耐専側のこととよく共通認識を持って進めてもらえればと思います。
0:40:19	日本原電の和山です。ご指摘ありがとうございます。承知いたしました。
0:40:25	規制庁コサクです。それで今第2回の話をしと整理されているもの話をしましたけど第3回位の
0:40:34	1と2の関係というのは、
0:40:39	これはどういう関係で、
0:40:46	あるかというF施設に関係するものというのは、位置に寄せて、
0:40:53	それ以外のものに入れてるっていうことを
0:40:58	でよろしいですか。
0:41:01	日本名シミズですから、こちらにその認識で問題ありません。
0:41:06	超高速です。その時にですね、現状においては、F施設は竣工してということがあるので、手続きとしてはこうなるのはしょうがないんですけど。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:20	今後、
0:41:22	本体設備もう竣工した場合には全体として管理をしていくということで合理的にやられるのではないかと勝手に想像して、
0:41:35	でですね。そうするとあまり厳格に分けて、
0:41:40	なくてもっという気もしているんですけど、その点では基本設計方針なりを第2項に寄せて対応するというところから共通するようなものは一体でっていうことで対応されると思ってよろしいですか。
0:42:02	はい、共通するものは基本的にはHi再処理本体にこう側で共通して述べて効率的に御説明させていただきたいというふうに思っております。
0:42:12	規制庁コサクです。わかりました。次ちょっと
0:42:16	具体的な個別の話になっちゃうんですけども、投資の5ページの真ん中にある で労働の話があるんですけども、これはもう複数の方の申請と再処理の申請の関係性っていうのはどう考えてますか。
0:42:46	日本原燃のヤマチです。 番のも同時申請というのはどういうことかっていうことか御質問かと理解しましたけれども、
0:42:56	これはおっしゃる通り、我々の申請等、それからMOXの申請を同じタイミングで申請をさせていただきますということの説明になっております。ちょっとすみません、質問の内容は合ってるかどうかということもわからないですかそれでよろしかったですかね。
0:43:11	規制庁コサクです。この後も複数の
0:43:15	考え方もお聞きするんですけど、
0:43:18	大物量感が違うんじゃないかなと思ってまして、
0:43:22	同時申請と言われてますけど、同時にんか。
0:43:26	なのかどうかっていうところが、我々の審査の進め方では大事なんですけど、どちらか、どちらかというか、多分時間がかかるのは最初の方なのではないかと思うんですけど、そちらに引っ張られるということでよろしいですか。
0:43:54	分娩時イシハラでございます。こちらについてはづらかったと
0:44:01	詳細設計を御説明する上で、同じ答弁を持ってないといけないという考えで整理してましたが、すみません認可という意味では同時にんかというふうには思っ てなかったですね、
0:44:14	すみません。
0:44:17	再処理が何となく感覚的に時間がかかるのを図りながら、
0:44:22	目標を早くって思いには書いてましたがそこまでは見してませんでした。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:30	規制庁コサクです。少しそこまで考えてですね整理をいただいて管理との共用についてはそこを意識してその部分を明確にして単品単品では共用部分だけの申請をしたいということだったので、
0:44:48	同じように少し工程間を考えて整理をしていただければと思っています。
0:44:56	保険者でございます。ご指摘を受けられ、理解しましたので、ちょっと考えさせていただきます。
0:45:08	規制庁コサクです。
0:45:11	それですね
0:45:14	どのページで気になったかは、
0:45:18	ちょっとわからなくなってしまったんですけども、
0:45:23	第1回申請の時の関係条文ということに対して基本設計方針を申請するというの時にですね、閉じ込めの機能については外すというふうにされてたかと思うんですけど。
0:45:39	一方で、冷却塔の冷却機能っていうのは閉じ込めなのではないかなっていう気もしてですね、その点はどう考えておられるのか御説明いただけますか。
0:46:25	日本原燃のヤマチです。ちょっと音声聞こえておりますけど大変申し上げますが、今後少しだけお持ちいただきますでしょうか。
0:47:11	4年シェアでございます。今先ほど御客さん言われた閉じ込め機能に確かに許可の段階へ冷却機能が閉じ込めの安重PS機能だという整理はしてます。あとあの位置構造設備の中の閉じ込めの機能を要求等を技術基準閉じ込めの要求が若干違うところがありまして、
0:47:31	その通りで、技術基準の当期剛性という観点では今取り組み中に入れてないということでございます。
0:47:43	規制庁コサクです。
0:47:45	1通常わかりましたが、基本設計方針は、
0:47:51	技術基準対応だけではなくて許可整合もあるので、その点でどうあるべきかっていうのをもう少し詳細に見てですね、説明いただければと思いますのでよろしくをお願いします。
0:48:06	いうギリシャでございます。承知いたしました。
0:48:12	規制庁コサクです。私からあと2点なんですけども、先ほど基本設計方針のなるべく1K2項で改定以降は呼び込みをしていくということの理解をしたのですけれども、
0:48:28	一方で分割をしていったときに

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:33	必ず一考の申請より前或いは同時に 2 項の申請があるということでの整理はできてますでしょうか。
0:48:48	すみません、途中でマイクのやつを切ってしまいましたけれども整理ができてますでしょうか。
0:49:01	規制庁コサクです。現年聞こえてますでしょうか。
0:49:06	日本原電シミズつき超えております。基本的には、今回の 8 分後、系統に法の大部分は 2 校と 1 個のセットで出しますのによって移行がある基本設計方針を見たいと思っております。で、一部ちょっと例外でありますのが廃棄物、
0:49:24	共用のところの 2 のこの申請が
0:49:29	1 項だけの束になります。これらここにつきましては、1 項の申請の中で、
0:49:36	どこはいつのちょうどにかけ貯蔵施設の共用に関わる個別の基本的方針のほうと申請にしたいというふうに考えておりました。
0:49:58	規制庁コサクです。
0:50:01	状況は変わりましたが、
0:50:07	第 2 項申請が週であれば、もともとの建設つうの申請なので理解がしやすいんですけど。
0:50:17	改造の改造とか変更の工事の申請の内容を建設の方が呼び込むというのがあまり
0:50:26	手続き的には、
0:50:28	良くないというか気持ちが悪いついていうか、
0:50:31	なので、その部分については、
0:50:36	それに対応する第 2 項の申請をどういうふうに書いていっていかってというのは少し考えていただいたほうがいいかなと思いますけど、いずれにして
0:50:46	この辺りは先ほどの許可を踏まえてというところでの検討を進められるということですので、今の点も含めて考えていただければと思います。
0:51:05	本件のヤマチです。コサクさんの最後こと別機構図なかったんですけども、今の一向に 1 勾配を先にした式を 1 個がある先に基本設計方針を出して、それを申請するということはあまりよろしくないのではないかと御指摘を踏まえて、
0:51:23	じゃあ全体としてんところになると基本設計方針載せるのか、といったところを質疑をするということで理解いたしました。がそういうことでよろしいでしょうか。
0:51:35	規制庁コサクです。
0:51:37	必ずしも先に出しちゃ駄目だということではないんですけど、第 2 項申請で
0:51:44	建設の申請の中で変更の工事の申請を呼び込むというのをおかしいだろうと。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:53	いうところなので第2項申請の方での
0:51:58	対応の仕方っていうのは考えなければいけないだろうねということです。そういうその検討も交えて、この2-3C孔というところをどうやっていくのかっていうのを整理を進めていただければと思ってます。
0:52:15	日本原燃のヤマチです。理解いたしました。次いたします。
0:52:21	規制庁コサクです。これは最高といった最初についての最終最後ですけど、添付の2で置いて本文記載事項等を添付の関係とかっていうのが書かれてるんですけど、これは
0:52:39	本文の内容とかっていう議論がまだできていないところなのでどこまで話をすべきかっていうようなところかよくわからないんですけど、どのにどういう認識で、今日この部分を出されてるのかをまずお聞かせいただけますか。
0:52:59	日本原燃のヤマチ施設来指摘の通り、例えば特にその使用表のほうもそうですけど特に添付書類のほうですね中身まだ御説明できてないというところ認識をしております。まずは我々として、基本設計方針から添付書類の機器もづけを整理するところになりましたと。
0:53:17	いうことの整理どうこうしたという結果をお渡ししたというところで認識をしておりますので、今後ですね例えばこういう説明書は処理が必要だとかですねそういうものが出てくれば、当然この資料5適宜改定をさせていただいて見直しをしていくというふうに考えております。
0:53:34	規制庁コサクです。わかりました。
0:53:37	これまでのヒアリングの中でも耐火被覆の本文の扱いですとか、火災区域の扱いですとかといったところで、もう少しブラッシュアップしなければいけないところっていうのが見えてますので、
0:53:53	ぜ。
0:53:54	共通としての検討に加えて、ここでの検討も踏まえて、適切に対応を進めていただければと思ってます。よろしくお願いいたします。
0:54:14	規制庁コサクです。それであのMOXのほうなんですけども。
0:54:20	すいませんナカガワさん、何か。
0:54:22	具体的なところで、もう少し続けたいところでありましたか。
0:54:27	これからですか、規制庁中ですね、そうしたものをもうすでについて資料でいうと、
0:54:37	この共通01の18ページ目以降にMOXの具体的な検討結果が示されてるんですが、
0:54:46	ここについてちょっと何点か確認したいところがあるので、私のほうから先に何点か確認したいと思います。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:54	それで、通しページの 22 ページなんですけれど。
0:55:00	これちょっと先ほど再処理とまた MOX でいろいろ観点が違うところがあるかと思っ ていてですね。
0:55:10	何が違うかっていうソース最初のほうですとその冷却塔という防護対象設備か も申請ということで、それを中心にどう見るかという話で、MOX 場合はその防 対処設備そのものが申請される方にそれを防護するための
0:55:30	建屋等がその申請をされると、そういった中でどう整理するかっていうのはちょ っと
0:55:37	確認したいんですが、こちら 22 ページで、
0:55:44	文書として一番上からそうなお書きとしてですね
0:55:54	3 行目ぐらいにする
0:55:56	説明に行った。これはだから、すごい行目ぐらいからその臨界防止とか閉じ込 めの機能を安全機能を有する施設については、
0:56:08	その設備関係との関係を踏まえて、基準への適合性を秘め進めます必要が あることから、
0:56:16	あと次回以降の説明対象とするということが書いてあって、これはこれ何となく 理解はできるところなんですけれど。
0:56:26	もう設備関係との関係を踏まえてというどう解釈するかというところが、
0:56:31	ちょっとわかりづらいところがあって、
0:56:35	例えば審査会合でもいろいろ話はあったかと思うんですけど、今回その火 災
0:56:43	の条件ですとか、あとは、
0:56:46	遮へいの条文ですねこういう条文があるんですけど、ここへのについて
0:56:52	そもそも防護対象設備が申請されないのかですね、例えばその防護対象設備 にも仕様なりですね設置位置というのが明確でない中で、
0:57:06	これらの条文の適合性というのをどう説明するのか。
0:57:12	それは何か臨界防止とかそういうものを情報と何が違うのか。
0:57:18	それから今溢水量とか書いてないですけど、一線を火災と同じような感じかな と思ってるんですけど、その火災は今回の条文として溢水が今回の条文と してないという関係はどうなるかはちょっとそこはまだよくわからなかったん ですけど。
0:57:36	何か考えるとありましたら、説明いただきたい。
0:57:42	日本原燃石原でございます。まず今回燃料加工建屋投入を申請対象にしてご ざいます。これはもう様式も含めて全体の設計をどう展開するかというのを整 理した場合に、火災を今回出してますのは、いわゆる

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:59	高高建屋の中に入っている壁の壁厚何を決めていくかということで、耐震もありますし、公金の墜落の関係もありますし、答弁火災も火災区域の設計のか、壁厚って言ったこういう
0:58:16	壁の立ての構成する経営というか、天井壁、これを決めるための設計条件を時合理性ということで考えた場合には、火災が入ってくるので、今回火災を対象に申請しますと、先ほどからちゃんとみたいに、
0:58:33	施設に号炉に対しての設計として答えを説明するものではこれは設備側との関係が強いということで、設備との関係電信世界中決めていきたいと、それで整理をさせていただきます。停車弁については、壁ってというのは当然先ほど
0:58:51	系統設計上の要求事項としてありますので、そこでの関係で第1回の対象として出させていただいたということでございます。
0:59:03	規制庁中です。
0:59:05	ちょっと火災の関係で言いますと例えばそのある設備が
0:59:11	区域なり、
0:59:12	区画にその設計されるという条件でまあ火災、
0:59:17	区域としての壁の申請というのは今回あるとした場合に、
0:59:22	その設備は第1回目なので、それはちょっとある程度の想定として考えた上で、それは申請をして、
0:59:33	それで第2回以降に具体的に入る設備が申請されたときに改めてそこら辺は火災区域の離隔の説明をするとか、
0:59:43	なんかそんなような感じなんでしょうか。
0:59:47	日本原燃者でございます。今ご指摘のレンガまさしく分割申請として機能をつけなきゃいけない意見だと思ってまして、今回火災区域についてはおっしゃる通り、防護すべき設備は、設計される場所を前提に、区域区画を設定しています。
1:00:05	今回区域区画の図面も含めて壁厚を含めて申請させていただいておりますので、当委員会以降に申請される設備は、ここで宣言した区域区画の中に入れるということを前提に設計を示していくということになります。
1:00:19	また、この説明をちょっと裏付けのために、同委員会としては補足説明資料の中で、もう対象とすべき設備等の位置関係も含めて火災区域区画の設計が妥当であることの説明をさせていただいたということで考えてございます。
1:00:40	わかりました。仮にですけどその第2回以降でまた第1回と考えていることが違うような配置を考えるのであればまたそうときに変更として改めて説明をすると注が冠水ですかね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:00:54	日本原燃西原でございます。今ご指摘のようなことがあれば当然変更申請がしてるといふふうに考えてございます。
1:01:03	規制庁側からすることはその溢水とかは、今回は条文は、これは受けてるとい うのは、今回その申請防護設備としては建屋宇和希望しないから、それは申 請
1:01:21	条文に関係する条文とはしないというような化石とかそういうものっていうのは また別に出てくるので。
1:01:30	あと止水性とかいろいろを縦に関係するのがわかるような感じがするんですけ れど。
1:01:36	なおかつ多分は火災と同じように、溢水防護区画という規格がある機器を策定 して設定するかということであれば、火災とあまり変わらないような気がする西 側スコア
1:01:50	あえて今回申請条文としたいのは、保護設備自体が対象ではないかとそうい う理解でしょうか。
1:01:59	日本原燃西原でございます。今おっしゃっていただいた通りの整理で、対象に していないということでございます。
1:02:09	規制庁の中で保険より使用後はその例えばその燃料、
1:02:17	なお、外部からの損傷に関する
1:02:21	その後方針なんですけれど。
1:02:24	これは今回燃料加工建屋は防護対処設備ではないけれど、どう
1:02:30	設計対象施設ではあるから設計対象の施設という点での評価をすると。
1:02:39	で、
1:02:40	防護対象設備スピーカーを申請された下位で改めてそこは、
1:02:47	統合対象設備に対する
1:02:51	8条に対する適合性を説明し、そんな感じ。
1:02:58	日本原燃西原でございます。そこについてはどう考えるかっていうのは、考え 方は首相あるような気がしますが、我々としては、事業部効果申請書の中でも 防護対象設備を何とするかで防護対象設備をたとえに収納することによって、
1:03:15	その機能喪失が起らないように設計するということまで事業変更許可の中 で宣言をさせていただいてございます。そういう意味で、その障壁となる壁、建 物そのものがそう外部衝撃に対して設計上の考慮が必要な対象であると考え てまして。
1:03:30	その燃料加工建屋が今回申請対象であるということで外部衝撃等について御 説明をさせていただいているという整理で考えてございます。いっぱいの中に

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	入る設備については、いわゆる設計上はその例えば微小別のことによって機能喪失しないと言ってますので、イコール
1:03:46	終了するということは言ったようにしてもそれ以上の設計上の展開は特もないというふうに考えております。
1:03:55	はい。
1:03:55	規制庁中です。
1:03:58	それじゃ基本的な考えはわかりました。ちょっと後でまたいろいろそれに関連して御質問しようと思いますが、少しでも、
1:04:10	資料の 36 ページ目から最終と同じように添付 2 という形で総代会申請対象となる範囲整理ということがいろいろ書いてますけど、ちょっとこちら辺について確認したいと思います。
1:04:27	ここんと。
1:04:31	うん。
1:04:33	これ、
1:04:34	36 ページ目のその黒丸一つ目の
1:04:39	ソースターム、
1:04:41	カッコの強震方針から抜粋ってところの
1:04:46	矢羽の二つ震源の
1:04:51	基本設計方針の基本的な方針に係る事項に対応する形でっていう所の今ちょっとあんまり読んでもよくわからなかったんですけど、ちょっと具体的にどう、どういうことを言ってるんでしょうか。
1:05:03	電源車でございます。先ほどのコサク線とのトイレでありましたが、例えばですけども、じゃあもうこのする生徒 30
1:05:14	8 ページ以降の協力ですね栄養士会の見解でつくってるんですが、この例えば 38 ページの頭の一番から
1:05:25	5 番ぐらいまでは前回は冒頭%かという整理させていただいてございますけどもこれはまさしく全体に対する共通的な基本方針にあたる部分でして、後備につきましては、いわゆる設備と一対一にもちょっと今全体の設備に対する方針になりますので、
1:05:44	例えば 6 番とかならばみたいに例えば 7 番とかですね、具体の設計に展開しないといけないものが出てくるときにその初回でこの基本的な更新については全部出しますということを言いたかったと思います。
1:05:59	はい。
1:06:00	これ、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:01	規制庁側からですか。わかりました。大体それでアポ 37 ページ目なんですけれど、黒マルのところ、
1:06:14	これは何か、SAのことかと思うんですけど、
1:06:22	30 条の重大事故公開設備に係る
1:06:28	同基本。
1:06:30	設計方針に期待する対象範囲を示すとなっていていくの
1:06:36	地方分対処とちょっとよくわからなくてですね、ページ、
1:06:44	多分一番最後の 62 ページのところに
1:06:49	今回のその燃料加工建屋が 7 の条文に関係しているのかという。
1:06:55	書いてあると思うんですけど、ちょっとこの表自体もちょっといろいろ
1:06:59	ところあるんですけど、例えば SA 理由等フチノ 2006 以上等、
1:07:06	27 条に丸がついてますけど 30 重症というのは、これは関係ないんでしょうか。それで燃料加工他県しかちょっと位置付けがよくわからないんですけど、これは SA 設備ということなんですか。そこも含めてちょっと
1:07:33	日本原燃西原でございます。条文の番号が間違っている可能性があるのもちょっとそこはご容赦いただいたのたかったことがですね申し訳ないですけど、61 ページに、これ 61 ページの前からずっと重大事故対応設備の基本設計方針が並んでございます。
1:07:49	設備そのものに対してよう設計方針を語っているところもあるんですが、その中にも国民 1 ページの
1:07:57	130 分から
1:08:00	青い枠でくらせていただいております、この 130 日蘭に対していわゆる
1:08:08	重大事故等の起因となる日本小児選定においても基準自身の意見と書いてますがこういうものが今回燃料加工建屋のいわゆる間接支持構造物として要求される転売の地震力来ても壊れないということが要求がありますので、
1:08:25	この部分が対象として 1 回の申請範囲としてお出しをしますと、それ以外の項目及び重大事故大切にそのものに対するいろんな方針ありますので、その対象設備が出てくる海嶺説明をさせていただきますと、
1:08:41	ここで展開をするという考え方を書かせていただいたのが先ほど文章の意図でございます。
1:08:48	規制庁の中でちょっと私も dB 担当として提案が 1 と Ss のところ把握しなくて、非常に申し訳ないんですが、この建屋自体は単なる間接支持構造物ということで、SC エーツ設備ではないという、そういうことでいいんですけど。
1:09:06	日本原燃イシハラでございます。サトウさまあかんもこれが倒れないってことが前提ですけども、対象設備等の条例事故が発生続きその対処するものにな

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	りますが、そういったものが建屋の中に収納されている設備そのものになります。この前ダクトでやっぱりいろんなものがありますけれども、
1:09:22	そういったものが機能維持する前提になるいわゆる多く箱として燃料加工建屋がいて当然こいつが、
1:09:30	それぞれの設備の機能維持の前提になっているという整理でございます。
1:09:34	うん。
1:09:35	貴重な仮想するとかSA設備ではないということなんですかね。ちょっと企業に感じたの目次2ページの表だけ見るとですねそうそういつ結成の条文が今回の申請対象という観点からすると。
1:09:53	何となく、直接関係しないような希望し圏域少しちょっと中途半端な気がしたので、
1:10:01	わかりました。ちょっともし中タグを誤記等というのがもしあるんであれば少し修正していただいた上で改めて二体、
1:10:11	。
1:10:14	規制庁コサクです。すいません。今の点ですね、最初の暴行を対象設備なのか。
1:10:23	タイへ設計対象施設なのかっていう表現によかったでしたっけ。という話と似ていて直接の機能を持っている設備なのかその間接支持構造物として関連するものなのかと。
1:10:38	ということなんですけど、設備リストのところでは、関連するものも何らかマーカーを入れていただいて、それに関連する審査ができるようにすると、いう工夫もしていたかと思しますので
1:10:54	その点で、
1:10:57	その位置付けっていうのが明確になるように申請漏れがないようにということで整理を進めていただければと思うんですけども、
1:11:06	争点では、
1:11:09	1.2Ssの設計をするという関係において、この条文が明示されていないと意味がわからなくなるので、示していただいてそれが示せるような
1:11:22	マーキングの仕方なり、考え方の整理ということをお願いします。で、その際に、
1:11:30	61ページのその当該部分た経営明示されているんですけど、それだけで本当にいいのかっていう気がするんですが、その関係での検討状況っていうのを少し説明していただけますでしょうか。
1:11:51	日本原燃西原でございます。そういう意味では十分かどうかっていう議論は当然御指摘は、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:58	あると思います。今回のやつに行きますと、
1:12:03	重大事項のところに関しましては先ほどの三つの薬等、あとは一番上の全体の基本方針にこれを対象として、
1:12:13	出そうというふうに考えてました。そう思った理由はですね、今別添3として今添付の中で1.0Ssの話をしてるんですが、等と詰めてウエスの話を始めてまして、
1:12:30	何に対してこれは無記名買って基本的な考え方っていうのが全然平気も成型品が展開されてない部分もありますので、調味料は元も話を書いた上でつなげようかなというところで一番があれば説明可能かなと思ってたんですが、そこはもう十分事務という議論はあると思います。はい。
1:12:50	規制庁コサクですけども、十分じゃないと思まして、56ページのそのあと基本方針と言っているところが幾つかあるわけですよ。
1:13:00	そのページのところに次のページも少しありますけど、この中で
1:13:06	少なくとも自然現象なり、枠で言うと、SAの起因となるような事象についての考え方でそれを踏まえた設計の方針ということの大枠がないとですね、1.2節が出てこないの、
1:13:25	そのあたりまでは基本方針として
1:13:30	最初の申請回で出すという範囲になるのじゃないかなと思います。その点
1:13:38	共通の方針で示されてますので、その考えをここでどこをどう展開するのかというのをもう少し精査していただければと思います。
1:13:48	日本原燃者でございます。承知いたしました。大分小さめにはこう囲い過ぎました。
1:13:59	規制庁中ですと続けてなんですが、今後、具体的に今説明があった総合整備費等の中でですね、39ページなんですけれど。
1:14:19	これは13番目等、
1:14:23	14番目のところのちょっと細かい議論にはなってるんですけど。
1:14:29	例えばその術中三番目で言うと、
1:14:36	建屋に収納される設備が
1:14:43	竜巻に対して機能を損なわないことという手法が
1:14:49	収納される。
1:14:53	主蒸気収納されて防護が期待できないその施設っていうのは主語になっていて、
1:15:03	その右欄にその主な設備ってことで非常用所内電気設備の背景っていう等で、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:11	燃料加工建屋っていうのも書いてあって、これはこの燃料加工建屋も関係なくはないんですけど。
1:15:21	13のこの基本設計方針だけ見ると御説明いただけがこう対象の要員を見て幾つかね。
1:15:31	ちょっと
1:15:34	どうどこまでその基本設計方針を書くのかというところがですねちょっと
1:15:39	何となく、
1:15:41	整合がとれてないような機能して例えば時その下の14番にですね、同じようにこういう今度SAなんですけど、これもあの建屋に収納整備法が期待できないSA設備があったというふうにやっていて、それに対して、右の主な設備。
1:16:00	いうところにですね今度こちら燃料加工建屋が入ってないと。
1:16:04	いうところもあって、本来、今回の申請対象設備が燃料加工建屋ということであれば燃料加工建屋に関するところを
1:16:17	記載するのかと思いつつ、多分今の記載だと一歩踏み込んでその防護対象設備そのものに対しても、開会へ書くように、結構具体的なものを
1:16:31	非常電源設備とかですねそうそういうものも記載するようにしてるんですけど、こちら辺は、
1:16:38	何か例えば1034で整合がとれているんでしょうか。
1:16:50	また、
1:16:51	いよぎんの石原でございます。
1:16:56	基本的な考え方はですね、この安全機能を損なわない設計をすることを基本とするといったことに対してどこまで設計を考えているかということの関係で決まってきます。1回切ります。
1:17:55	規制庁コサクです。
1:17:57	特に13番はですね、許可でどう言ってたかちょっとわからないんですけど、日本語としてあまりよくないような気がするので、単純に建屋で防護するということなのか、建屋で防護せずにこうしますというものなのかと。
1:18:15	ということが明確にわかるように記載を分けて整理をしていただいたらいいかなと思ってまして、
1:18:24	そこで、
1:18:25	その上で、建屋で防護するといったときに
1:18:30	主な対象という主な設備という欄のところ建家だけでいいのか、建屋で守られる設備に何があるのかっていうことも書くのか。
1:18:42	それはどうなってるのかなっていうので、設備リストでそういったところの設備をどう扱うことにしてたかっていうのを、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:50	説明いただけませんか。
1:18:54	次に資料でございます。そちらの整理はしっかりとしないといけないと思ってましてこれコンビニも建物で防護すると2ながら、例えば空気が流入するとか、気圧差が大きいんといったように例えばん中に入っている施設にもその影響は少ないからずっと来ると。
1:19:14	大間のこの平均設計の方針を説明する箇所が、例えば13ページではあります。その場合にも火口たとえでもその設備との関係というのも含めてどういう設計にするかっていうのが確かにもうちょっと基本設計方針の中でも、
1:19:30	会議とかないと、位置関係がわからないというのもあるので、そこは整理をさせていただきますと、重大事故の弁については、重大事故大切にそれぞれが配置も含めて、またお示しできるのが第1回出ないので、当該設備が出てくるときにお示しをしますと2の形で、
1:19:49	整理をしてございました。そこに対して、燃料加工建屋というキーワードが要るか要らないかということについては、その先ほどの設計の考え方っていうのはどうなのかという。13番のような書き方も含めて足りる足りないという前提に整理した上での対象にこれらの設備に書くのかというのは整理をさせていただきたいと思います。
1:20:14	規制庁中です。はい。そこは少し整理した結果を踏まえてまた議論させていただければと思います。基本的に前回から比べればですね
1:20:27	この各条文に対する全体的な適合性というのを共通なり基本方針として前改善分とか書いてあったものを繰り入れるとそこは理解してあとはこういう13とか14の
1:20:42	具体的な記載というのをどう切り分けて主要なところをどう考えて書くかというところがちょっと細かい議論になるかと思います。これここを竜巻だけじゃなくて火山とかそういうところも含めてなんですけれど。
1:20:58	少し
1:20:59	整理いただければと思います。
1:21:04	日本原燃、イシハラでございます。時いたしました。
1:21:10	規制庁中ですとは最後の62ページですけれども、
1:21:19	はい。
1:21:24	ここは、
1:21:27	ちょっと、
1:21:31	。
1:21:35	この

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:37	まず相当海象条件が何かということについて少し確認したいんですけど、まずDBのほうで言うと、火災等による損傷の防止等によるのが、
1:21:53	第3項だけが第1回申請としては対象であると他は一応バーというふうになっているんですけど、これが本当におば投資するのかわかっていうところなんですけれど。
1:22:11	確かにその感知消火とかですね共有もまた詳細なものは、次回以降に出てくると。
1:22:21	それはその時に詳細な確認はしましょうということになると思うんですけど。
1:22:27	後々っばいいつその第1回で全体的な
1:22:33	方針というものをある程度飲めるのではないかとということで今回示された案でも一応、
1:22:41	発生防止だけではなく干渉海峡評価そうそういうものという措置としては一応述べている中で、
1:22:49	それで、
1:22:51	他と関係する条文として本当に3行だけという整理でいいのかわかるか。
1:22:58	なんですかそこは他の項目が今回、
1:23:03	対象ではないというか、
1:23:08	日本原燃の西原でございます。我々の考えとしましては、許可整合な利率基準の適合性を説明するっていう時にはですね、いわゆるその技術基準適合という観点でし詳細な設計も含めて展開して御説明するお示しすることは、
1:23:28	適合性の前提条件だと考えた場合には、勤務設計方針の中でいわゆる共通的なものだけを示しですね、これで適合してますという説明ではないんじゃないかなというふうに考えまして、個別に該当する設備が出てくる段階であるということで整理をさせていただきました。
1:23:46	はい。
1:23:48	規制庁中です。実態は何かそうそういう気はするんですけど、多分
1:23:54	気持ち的には本来は相場という感覚とかそうそういうふうなのかなと思っイスラム立地、そういう言い方はできないのかもしれないんですけども、この表自体がですね走向に分けてこうやっているの、結構リアルにですね実態がわかるといえばわかるんですけど。
1:24:12	なんかしら第1回目でも、
1:24:16	見通しという仮想そういう更新で適合性を説明するという。
1:24:23	そういう位置付けなのかなと思っていてですね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:24:27	なんかを我々としてもさすがに参考だけ見て、火災条文がOKでしたというのが説明として成り立つのかどうかこれはうちの方のせいなのかもしれないんですけど。
1:24:38	ちょっと言い方なりそう申請者としての言い方遠回り方いろいろあるとは思うんですけど、その丸とばらけで本当に
1:24:50	整理するということでもいいのか、場合によってはバーとなるものについてもある程度1回目で適合性を示すという、
1:25:00	ええわ宣言なりがあってもいいんじゃないかがちょっとそういうふうには思っているんですけど、いかがでしょうか。
1:25:09	日本原燃者でございます。先ほどあった基本方針と言う部分を説明することによって、一連の飛べ適合性のベースとバラ条項を出すことが多分確認することができると思ってます。ただ
1:25:25	この火災の中でも推奨に関する対処が必要な設備に対する設計適合性設計によって医療分野でも結構細かいことが書いてありますので、御対応の設備が以内にその適合するようなどころまで書き切れるかという、
1:25:41	そこはなかなか難しいんじゃないかなというふうにすべて先ほど枝管による整理ができるのはするっていうのは息子まだどうしても残るんじゃないかなと思ってます。
1:25:56	機関長補助の中で、すみません、ちょっとなかなか今日そこもすみません、コーサーと規制庁コサクです。
1:26:03	今の点も最初に
1:26:05	SAの地震の関係でお話したのと同じで全部言い切れないとは言いつつも、申請書には書くんだからバーではなくてですね、何らか明示をして
1:26:19	何らかの申請をし審査をするということがわかるようにしていただかないと、申請漏れ審査漏れなりというところに繋がってしまうので、その点の表記の仕方っていうのを考えてください。
1:26:36	日本原燃シェアでございます承知いたしました考えます規制庁コサクですかプロセスの中で、まあまあそういう意味でその場合に昼夜金を振ってとかなんかそうそういう言い方もしかしたらあるのかもしれませんがちょっとそこは今日はちょっと結論付けないとして一応問題。
1:26:53	そして提示したいと思います。それであとは最後ですけど、訂正のほうは、
1:27:02	例えばSAの火災等による損傷の防止とか上の丸かついてないんですけども、これは、
1:27:09	何か理由はあるんでしょうか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:18	日本の会社でございます。こちら色別のSA設備に対して、火災による損傷防止するための感知消火等々の設備をつけることについての機能喪失しないといったことをベースに必要な適合性を説明すべき条文の統合てましたので、
1:27:37	対象となる重大事故大切にずれてくるときに、対象の示せるものだというふう に考えてましたら、先ほど古作さいわゆるどこまで懸案指針として、染めるも今 回の出しているかというところの整理も含めて、
1:27:51	検討させていただきます。
1:27:54	規制庁の話ちょっとそこがですね、何となくそのSAとDBがそれぞれの方針が 何となく整合しているのかどうかというところが、
1:28:05	ちょっとここも含めてですね、前までの整理表の書き方もそうなんですけど。
1:28:12	DB上部のほうだと今回火災区域区画を設定しているので、燃料加工建屋も。
1:28:20	対象ですと言って、ただ防護対象設備そのものは出てこないんですね、是正 設備についても防護対象設備そのものは内計量何か出てきたときにそれは関 連5条文として確認するという言い方がちょっと整合しているのかどうかっ ていうところはちょっと
1:28:38	疑問だったのでコメントしております。
1:28:46	直交するけども、水封結局地震のときこうの話と一緒になので、整理をして申請 はされるのでしょうから、特に火災はDBの火災防護等を考えは一緒ですとい うことで許可で申請されてますので、
1:29:04	認可の方で扱いが違うってということもないだろうと思います。
1:29:11	ついでに表で申し上げると、バーナだけのものが幾つかありまして、津浪等で 性の臨界なんですけど、これは申請しないってということではないと思うん ですけど。
1:29:27	いつ申請されるんでしょうか。
1:29:30	表現にイシハラでございます。そういう意味ではおっしゃる通りですね、津波に よる影響がないとか、臨海事項を拡大を防止するための設備が必要なのかな いとか、そういったものも含めて姿勢だと思しますので、
1:29:46	そういったものは対象としてどこで示すのかは整理をさせていただきます。
1:29:56	以上何か、そういう意味で、確かにその
1:30:01	今回、この施設自体が該当しないのかっていう理解なのか、該当はするんだ けど影響がないのかっていうそのこの区別がよくわからなかったところがあ ってそこは今回の趣旨を申請
1:30:17	対象に対して各条文への適合性に対象としない場合の理由、そういったもの は何か整理して提示していただければと。
1:30:30	入射でございます承知いたしました。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:35	はい。
1:30:36	規制庁流すとりあえず私のほうから大まかなたい。以上です。
1:30:43	他に何かありましたらお願いします。
1:30:49	規制庁上出です。先ほどお話をしていた 39 ページの 13 番の項目の竜巻のところちょっと補足ですけど、これ直下でどういうお話聞いてっつばっていうと、廃棄ネット非常用電源設備の
1:31:09	ダクトから飛来物の侵入を考えていて、それに対して建物迷路構造で防止あの飛来物の侵入を防止しますということが許可で聞いていた話になって、
1:31:25	許可の添付だとその辺詳しく広域あったんですけど、ここの記載では過温簡易にサマリーだけにしたようなんですが多分そのときの抽出の仕方が悪かったのかなと思ってるんで記載のほうも少し適正化をする場合もこの後思います。
1:31:44	ちなみに建物構築物による防護、
1:31:48	で書いてますけど、基本的には構築物は関係なくて、建物によるを行ったと思いますのでいずれにしても見直しをお願いします。
1:31:59	日本ギリシャでございます。ありがとうございます。ちょっとご指摘踏まえて整理をします。
1:32:12	規制庁コサクです。私からもちょっとやりとりの中ってのわからなかったことを、ご意見ありまして、22 ページで溢水についての話があったんですけど。
1:32:24	溢水の防護の中に、建物系の話があるのであれば、そこはやはり火災防護とかと同じような枠になるんじゃないのかなと思ってまして、それがないので、次回以降設備との関係で出しますと、
1:32:41	ということならわかるんですけど、その辺りの説明がちゃんとできてないと審査漏れになってしまうということかと思っておりますので、その際に、そういうことの説明をどこでどうしたらいいのかということなんですけど。
1:32:59	許可で明確ですっていうことであればいいんですが、そのあたりをどう考えるかを聞かしてください。
1:33:08	日本原燃者でございます。それは整理をさせていただかないといけないと思っておりますが、建物構築物自体は、静的鉱物規制によって影響しないということで
1:33:25	対象としないということになってるんですが、
1:33:30	ちょっと耳曜日に戻してもう 1 回頭の中を整理をさせていただきたいと思っております。
1:33:35	最終覆土が出てくるところは確かに許可上も建物も福井県構築物に含めて一斉に対する防護をしますと言ってその次出てくるのが影響評価の話のと設備になっていてということで、その中では検討の中の施設もしくは確か整理しよう中の説明では、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:53	静的鉱物歩くと溢水量提供し、受けないということで評価そのものは必要な対象だということを宣言してそれ以降に下げたかという整理になりますので、先ほどの整理でいきますとそういったことも含めて、今回の中で説明したこと等と整合無性も含めた上で、
1:34:13	説明が必要ではないかということの生理学つい陸とそこまでは説明をさせていただくということになると思います。そこはちょっと許可との関係でもう一度整理をさせていただきます。
1:34:26	規制庁コサクです。よろしくお願いします。
1:34:29	建物が影響を受けないからとかそういうことではなくてですね、最初のほうにナカガワも言いましたように、防護区画として設定をする、するのであればそれは建屋として登場人物になるということですし、そこを区画として期待しないというようなことであればということなんですけど。
1:34:48	少なくともその点が明確になるように方針だとか、或いは添付書類だとかというところなりで説明するのかどうかと許可整合の中かもしれませんが、その点での整理をして説明できるようにしていただければと思います。
1:35:06	で、その他、
1:35:08	大枠で2点。
1:35:11	ありまして、
1:35:16	通しの20、
1:35:18	20ページ。
1:35:21	21ページなんですけど。
1:35:23	再処理でいったこととも同じではあるんですが、再処理Eよりもより一層この第1回第2回第3回、第4回の関係性がわかりません。
1:35:36	設計進捗とかですね
1:35:40	工事の工程と違ってバックと言われて、なんでこの工程なのか、設計進捗
1:35:47	なのかと。
1:35:48	いうその内容を説明していただかないと、どういう順番が適切なのかというのがわからないので、
1:35:56	その点をまとめるようにしていただきたいとます。さらに条文との関係っていうのを整理をしていただきたいと。
1:36:04	いうところなんですけども、対応としては理解されてますでしょうか。
1:36:10	ゆえに者でございます。ご指摘の点、おし沼ご指摘乗り理解はしました確かに一部20ページを割り経歴と言っているところはある医師の工事の進捗がどう

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:25	段階で何に影響してるのかっていうのを具体的に展開をさせていただきます。また設計進捗は新規制基準で新たに追加したものを保管する設計の
1:36:38	状況を踏まえた上で確かに3階ですとか4名にまわしているものも一部ありますので、そういったものを何がクリティカル例題が影響してるのかっていうのがわかるようにさせていただきます。また一部20ページのところに
1:36:55	県立綺麗気体廃棄物が来ることによって閉じ込めということの関係で、グローブボックスの消火設備とか延焼防止ダンパ、あとは条文適合という意味ではペール外部衝撃のところ、関係するものっていうのを一連でまとめて説明できるような
1:37:14	適合性が説明できるような単位ということで考えておりますがそういったものがさらにちゃんと見えるような形で整理をさせていただきます。
1:37:24	規制庁コサクです。わかりました考えはされているようなので、それが見えるようになればと思いますのでよろしくお願いします。今の点とも繋がるんですけど、この資料の再処理とMOXで同じく今の部分は似たような書き方になってい
1:37:43	つつ、 内容が十分じゃないっていうところだったんですけど、この先に行く違う資料見てるかのような感じになるところがあるので、内部の整合もとっていただき、それで共通するものっていうのを最初の共通の方針というところに寄り添うその
1:38:05	考え方がわかるようにということでブラッシュアップしていただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:38:12	売り上げのイシハラでございます。毎回力及ばずで申し訳ありません。ちゃんと記載を考え方も含めて統一して、共通的なものだと抜き出せるような形で整理をします。
1:38:31	私からは以上です。他の方、
1:38:35	どうぞ。
1:38:58	はい。規制庁がわからないようですので、共通01のこの資料に対して、
1:39:03	出てきたの指摘事項の確認等、それとそれの対応方針とスケジュールの説明をお願いします。
1:39:18	日本原燃のヤマチです。それではまず最初の中心に振り返りをさせていただきます。まず2ページ目共通方針今回まとめたていただいたところですが、論点が十分書き切れてないところを御指摘ありましたので、そこをしっかりと書かせていただくということで修正をいたします。
1:39:36	それから5ページ目になります。分割申請のところの考え方のところですね、まず一つ目としまして、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:44	番のところ木材シート同時に申請ということで記載をしておりますけれども、これは我々認可も含めての検討ではなかったということもございました。それを踏まえて、動水ふうに考えていくところを改めて整理をさせていただきます。
1:40:00	それからもう一つ等、閉じ込めという観点で見たときに冷却と本当に該当なしでよいのかということをご指摘いただきました。我々として今技術基準との関係だけで整理したということもありますけれども、この後の整合ということもございまして、その観点も、
1:40:16	考慮した上でどう対応していくかということを改めて整理をさせていただきます。
1:40:21	それから6ページ目になります。一番下のところ、隣接建屋上の影響ということで記載をしておりますが、イキサイ自体が十分冷却が切れていないということ、それから今耐震のほうではこの隣接建屋というのがどこまで影響するかというのを検討がなされているところの御指摘いただいております。
1:40:40	耐震チームの方と連携してですねそちら側のほうで、隣接査定をどう考えていくかということの具体的な検討を進めさせていただきたいと思っております。
1:40:49	それから7ページ目。
1:40:52	一番上のところですね、0.2のところになります。波及影響を及ぼす施設に関しましては、申請しない設備に対してはどうするのかという御指摘をいただきました。政党本文の基本設計方針、それから添付の基本設計方針で波及影響に対する考慮をしっかりと記載をさせていただきそこで審査をいただくと。
1:41:11	その上で設計としましては、当然のことながら、申請書の設備に対しても経口するものが設計で対応していくところをさせていただきたいと考えております。
1:41:23	それから(4)番の分割申請計画のところ、まず一ついただきコメントいただいたのは、これ優先度を考えるのかということをご指摘いただきました。ここにつきましては、改めて整理をして別途お答えをさせていただくということで考えております。
1:41:40	それから2-2のこの申請に関しましては、これまでですね、設工認エース廃棄物を設備の分割ということでここにまとめておりますけれども、許可との考え方関係も含めて改めて整理をして回答させていただくと。
1:41:58	御説明させていただくということで対応して参ります。それからもう一つ、そもそもの今回のこの1から3回までの分割についてですね、本当にこれ分割してちゃんと説明ができるのかということ整理がまだ不十分なところがございまして、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:15	ここ引き続き 1 回整理をして御説明させていただきたいと考えております。
1:42:22	それから 8 ページ目になります。
1:42:26	ちょうど真ん中辺りですけれども、
1:42:29	不法侵入の扱いです。こちらについては、今回申請の対象から外しますというふうにしておりますが、一方で、その下の d . のところの津波に関しては、今回の申請対象というふうにしているということでどちらも
1:42:46	施設の共通の方針であるようにメールだけれども不整合があるんじゃないかという御指摘をいただいております。ここについても改めて考え方を整理をさせていただきます。
1:42:56	それから黒丸のところですね。
1:43:00	今回全体の設計方針に係る範囲は赤線で示すというふうにしたところについて、具体的にどういうふうなイメージなのかというところにつきましては、時次回、この共通 01 の資料の中で具体的にこういうふうな申請の仕方をしますというのをサンプルを出しするという対応させていただきます。
1:43:22	はい。
1:43:24	それから。
1:43:28	17 ページになります。これはもう先ほど MOX のほうでご出席いただいたところですけども最初にも共通ですので、御説明させていただきますと、この
1:43:39	技術基準のペーパーとしてとこですね、これも bar となってくると、その適合性の審査という観点で言葉でいいのかという御指摘いただいております。他に何か表現はするものがあるかとかですね、そういったところを改めて考え方を整理させていただくと。
1:43:55	いうことで対応いたします。
1:43:57	来ひとまず最初のほうは以上かと考えております。
1:44:04	人間者です。ヤマチさんがいっぱいしゃべったので、MOX 燃料としましては、
1:44:10	まず分割申請のそれぞれの申請者の考え方のところをもう少し技術基準適合の単位というも含めた上でわかるような記載、我々が考えたことが見えるような記載に修正をするということと、
1:44:26	あとそれぞれの勤務設計方針の第 1 回の会議というのを、あと第 2 回以降の対象範囲というのを進めさせていただきましたが、これをもう一度ちょっとちゃんと共通の方針として正しいものかどうかっていうのを、特に重大事故のところ、
1:44:42	対象が不足してる部分もありましたので、整理をさせていただきます。
1:44:46	あと

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:48	第1回の会議としてという意味では溢水ですね共通的なものは溢水ありますので、そこについてはどういう考え方で整理なのか、火災との関係で差がないのかどうかというところを整理をさせていただきますと、あと最後の表は、先ほど山口さんが言われた通り、全体として共通的な整理をさせていただくと、
1:45:05	最後に教育するとして、すいません全体として書き振りなり展開の仕方がちゃんとも短い対象会社として共通的なものになるような整合性というのをチェックして共通方針の方も抜けなく共通方針として書くべきことがわかるような
1:45:24	全体の整合性という整理をさせていただきます。以上です。
1:45:35	規制庁から特に何かありましたら、
1:45:46	ではないようですので、ヒアリングを開始してから1時間半超えておりますので、ここで1回休憩を挟みたいと思います。
1:45:57	再開は15時50分からとさせていただきます。それでは、議会録音切ります。
0:00:04	はい、それでは、それでは後半部分再開します。次は、次の議題は共通0301はい主配管の名称の考え方及び使用表と設備リストの関係について、本件は2月19日に提示をされた資料に基づくとともに、
0:00:20	本日提出されましたロジックペーパーに基づいて説明を受けるものであります。ではあの原燃の方から出席経営と本件の説明者、あとまた目的説明範囲達成目標を説明してから
0:00:37	再開するようお願いいたします。
0:00:48	はい。
0:00:49	あと、日本原燃松岡です。
0:00:52	久田ただいまありました共通予算の01R0、こちら3月の3年の2月19日に提出した資料に基づきましてご説明を申し上げます。今の説明の目的範囲そういったところに関わるものになりますので
0:01:12	あわせて御提示しております。/設工認申請対象設備の明確化に関する基本ロジック共通0308といったもので冒頭お顔がいつまで御説明をさせていただいた上で、先ほどの京都0301の資料へ入らせていただければと思います。
0:01:29	あと基本ロジックペーパーですが、この一番最初の丸、こちらがどう変動する新規制基準適合をですねこちらの平均対象とかっていうそういうことだけではなくてですね、ませ。設工認の申請対象設備ということで、
0:01:47	こちらの事業指定の整合性それから技術基準適合とこういったことを考えた考えた上で網羅的な抽出が必要であると、その上で、ちょっとなお書きのところに書いてありますがその上でこちら金に係る変更の可否を区部区分をするというふうなことで考えてございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:02:06	二つ目の丸です。どこの網羅性のためにですね要求事項を明確化した上でこちら設計情報を家フリーですとか、Codeそういったものをもとに抽出を設備の抽出を行っております。
0:02:22	三つ目の丸になりますが、こちら申請書を作成する上でですねえと要求される。これ安全機能とあと重要度、これに応じましてええと設工認申請書の話を表でありますとかあと基本設計方針とにかく記載グレードとここではちょっと都合 14 ですが、こういった分類をする必要があるというふうに考えてございます。
0:02:44	その下にあります通り商標の対象をにつきましては、こちら技術基準の要求事項は言わずもがなですが、さらにその主要項目ですね、温度圧力等のこういったものを達成のために提示すべきパラメータとして必要なものを対象
0:03:00	それから、系統配管とかですねダクトなど、系統で機能を担うものがございますので、そういったものにつきましては主流路をに該当するもの、こういったものを使用表の対象というふうに今、考えてて考えます。考えました。それから
0:03:16	基本設計方針にも個別名称を記載するのと通称呼んでますと、こちらが技術基準の適用する上させる上で、物性値生徒こちら達成のために設置を約束した設備で使用を指定するまでもなく、必要まではないだろうというところこういったものにの絵で、
0:03:34	この 1 と 2 でもないものをこちらを 2B というところで接合について対処設備として 12A2B というふうにと記載のグレード分けをしたということでございます。
0:03:47	こちらの判断基準のほうを社内文書のほうに設定しました。反映しまして、どんな作業を行ってございますこれをもとに設備リストを作成したということでございます。設備リストをこちらが申請書本文との整合を
0:04:03	生後という観点からですね使用期間のリストになります。対象設備は仕様表に記載する、番と、あと個別名称を基本方針について施行に際しまして 2 - A というふうに考えてございますというふうにしております。
0:04:22	2 ページ。
0:04:24	2 ページ行っていただきまして、どこから倍以上我々これまで実施してきた対応ですが、新しいとありますが、ちょっと現状ですね仕様表対象とすべき設備の判断基準こちらに曖昧な点がございます。
0:04:42	こちらについて導体は、ちょっとこれ、これはこれから対応ということになるのですが大きく二つあります一つ目が、こちら機種ごとにですねと使用表の記載項目、それから使用表対象設備の考え方、こちら、先ほどの 番の分類の考え方にどう影響してきますので、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:01	ちょっとこちらの考え方をちょっと詰める必要があるというふうに考えてますこちらちょっと括弧ですわね共通の 08 と書いてますが、こちらと押せお示してございます補足説明資料を 2 ペースのスケジュールですわね、そちらの資料番号共通 08 という。
0:05:19	いうふうにちょっとリンクを貼ってございますが、こちらの課題はちょっと細かく書いてますがこちら終了と対象となる設備をこちら機種栄光お寺や周辺を作る上でとってくり抜いですわね、このとして共通設備で 30 とか個別で 10 種類でそういうものをもとにどういった
0:05:39	資料があるかというのを詰めて所整理するということかと考えてますので、こちら機種のグループごとにこれ稼働今あります約 3110 といったもののそれぞれ種グループの中で、それに対してですわねどういった主要項目が必要かといったことをこちら
0:05:58	そう網羅的に洗い出しますでこちらをまず御都合上共通のものなのかというか設計条件なのか、主要情報なのか、そういった部分もちょっとさせていくかを控除いたしまして、
0:06:09	この細部あったのは図の要目表を参考にして今作業を行っているところです。
0:06:15	だから大きく二つ目への対応項目ですが、こちらが設備の作り方名称の整理ということで、こちらはこれからですわね共通 - 03 - 01 という資料で説明さしあげる内容になります。
0:06:29	設備リストにおきましてちょっと短様式という形であるくりでですわね示しております配管ダクトがそうっておりますが、こちら事業変更許可の内容の整合性とか技術基準適合性を踏まえて、あとこちらも同様に炉のほうを参考にしながらですわね、統一的なくり方名称といったものに
0:06:49	を見直すとそういう考えを、こういう必要があるというふうに考えてございますので、これを本日説明させていただきたいと思います。
0:06:59	嘘詳細おそらく後程説明しますのでちょっと
0:07:04	下の最後の二つの丸、御説明させてください。
0:07:08	こちらは今以上のようなですわね技術などの関連づけでありますとか被災グレードの分類こういった我々が実施した一部これから実施するといったプロセスをですわね、代表的な系統設備のいろんな系統図を用いて説明を
0:07:26	行うことで結果としてですわね網羅的に設工認のついた設備が抽出されてるといったことを示したいというふうに考えてございますこちらの共通の資料で言いますと 03 - 02 から 03 - 04 と子供の番号を取ってますが、
0:07:42	今後ですわね、これ 3 月 5 日のヒアリングを予定してますが、こちらのほうで説明をさせていただきたいというふうに考えてございます。最後の丸でこういった

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	カードの説明を別途ですね、あと審査会合で指摘いただきました記載の誤りです。その再発防止対策ですとか、
0:08:00	あと、本文との質問との整合の観点でみなすべくても出てきてますので、こういった事項を社内の文書に反映した上で、最終的なアウトプットですね、設備リストのほうを見直していくというmsで参ります。今、
0:08:16	ちょっと今後の話を申し上げましたが、そのいろんな系統図を用いた汗説明をですね、スケジュール感についても若干このペーパーにはないのですが、補足させてください。ここでこちらで一部変わりますが先ほど系統図を用いてもらうの説明と不十分とした点の見直しを反映したもので、
0:08:36	内ますで、大きく3点の、先ほど2点ですね大きな見直しの方向性、こちらを決めますのにちょっと今日のヒアリング、これからご説明します。ことを踏まえた上でですね、方向性を決めるのに3月末までこちら統一的にかなりの物量の作業、
0:08:56	しますので、3月末までに方向性を決める説明を決める予定にさせていただきます。これに基づきましてええと配管の名称初めですね今そういったものを見直した上で、設備のリストとのひもづけを系統図等に反映しまして、
0:09:13	こちら全設備を整えるのにですね今4月末までかかるものというふうに見込んでございます。
0:09:19	これと並行しまして、先ほど申し上げた代表的な系統を設備で説明を行いますということを申し上げました。こちらにつきましては、成功になるのですが、3階に今分けて説明を考えてございまして、
0:09:34	来週3月5日に第1回というか紹介で今17、24と大手3回のヒアリングさせ、
0:09:43	詰めを今予定してございますのでこちらの3月12位以下3回説明していただきまして、先ほど申し上げた見直しの方向性ですね、こちら、一部見込みになるところがございまして、閉合させて説明しさせていただいて当然ですね、その中で、
0:10:02	フィードバックもできましたら修正の上で全体のCAPE全設備の系統図のほうですね、どんな1月いっぱいまでかけて整えていくというふうにご考えてございませぬ。
0:10:16	まず基本ロジックペーパー、それから今日の御説明Aの主目的と範囲といったことはまず以上になります。
0:10:27	では、03 - 011のほうの資料の説明に入らせていただきます。日本原燃の田中と申しますよろしく申し上げます。それでは本日もご説明します補足説明資料

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	共通 - 03 - 01 について、中身のほう、ポイントを絞って説明させていただきたいと思います。
0:10:46	はい。根部の法案ですけども、1 ページ目のほう初めにこちらのほうは目的を記しておりまして、基本ロジックのほうでも御説明しましたように、許可制簿であったり、基準適合を説明する上で、配管ダクトについてはですね現状設備リスト上、
0:11:05	一式というような記載になっておりますので、それらをもう少し分解してですね。適合性を説明する必要があるということで、今回、効率的なルールというふうなものを説明したいということをお目的としておりますので、具体的な名称のつけ方の方に関しましては、2 ポツにありますように、
0:11:25	こちらのほうは工認のガイドを参考にしてクロムっていうの考え方というものを整理しているんですけども、原則としてはですね本部の方にもありますように、主要な機器から必要な機器までというものを基本として、それに加えて、
0:11:42	こちらのほうにでてんを入れておりますように、KBとSAの境界とかですね、主流路が配管と配管ではない部分が兼用設備がそれ以外、あとは安重非安重は耐震の重要度分類などを
0:11:59	区画分とするのに加えて、工事を行うかどうかとそういうところも踏まえまして、区分点を設けたいというふうにご考えておりますので、こちらの名称のつけ方に関しましては、今申し上げましたような
0:12:16	基本的なルールを踏まえながら、そういうルールに基づき、なるべく合理的な作り方にしたいというふうにご考えております。はい、では実際どういうふうな作り方を、するかというのは今回プール水の冷却系を例に添付 - 123 ということで、
0:12:35	説明させていただきたいと思いますので、こちらの添付 - 1 というのはですね、
0:12:41	エビデンスのようなイメージですね、系統図の概略図になってますんで、添付の2 というのが使用表のイメージを添付の算定な設備リストというふうになってましてこれらの3 社がですね、紐付けできるような構成にしております。
0:12:56	それでは添付 - 1 のほうから簡単に説明させていただきたいと思います。
0:13:02	はい。こちらのほうの添付 - 1 がつくりやすいの冷却系の全体の系統概要図になっておりまして、先ほどという区分ですね、分けますかといったときの知能基地から主要機器で分けますと言ってるのがですね。
0:13:18	この水色の線で示してます 番と 番 番が、そういうクロムとか使用機器同士で結ばれているものになりまして、 番で言うと、プールなどから、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:33	キャンプまでを結んでいるもので、番というのがポンプから熱交換器までで、番というものが熱交換器から援護で区切るところがありますので、さらにその後弁
0:13:49	それから先のところ、この系統図で赤で示している番というところも、例えば番、こちらの方がサイフォンブレーカー重大事故関係のものになってますのでここで一つ区切りを入れるような
0:14:02	ものになっておりますので、さらに等の系統図の真ん中でピンクで示されております番というのが、
0:14:12	この水路のところから主要弁判例を見ていただきたいんですけども、電動弁までを
0:14:20	一つの区切りということで番、すいません番というふうに示しております。はい。もう一つ分岐等で表現されているのが黄色で示してるラインですね、こちらのが番のようなものになって、配管の分岐合流によって構成されるものが番のような
0:14:39	ここになっております。
0:14:44	続きましてですね、次のページの
0:14:50	2番のほうをご覧いただきたいんですけども。
0:14:54	先ほど申し上げました番から番までのような配管の作り方をした場合、集票にはどういうふうに表現されるかというものをイメージですね、を示しております。添付 - 1の水色の線で示しておりました主要機器同士を、
0:15:12	をつないでるものの示し方としては、こちらの上から番のような示し方になっておりまして、横軸のほうは仕様の項目になっております。最後配管番号など市立ようなことを考えております。
0:15:28	同様に、赤で示している。重大事故関係のところ、
0:15:34	次の は村瀬紫とピンクで示したところがプール水等から主要弁で区切っているものの書き方、あとは分岐やっぱり合流部で表現されているものが番ということでこのような形でひもづけできるような仕様表のイメージになっております。
0:15:55	続きまして、
0:15:59	添付の3のほうをお願いします。
0:16:03	はい。
0:16:06	こちらの方が設工認対象設備リストの見直し盤のイメージになっておりまして、これに縦軸のほうに、先ほど、
0:16:18	分類しました。配管、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:21	を示しております。この左のですね通し番号がちょっとずれてはいるんですけども、例えば、
0:16:33	すみません、ずれていてですね、このような形で主配管をからしたものをそれぞれ設備リストのほうに反映しようというふうに考えておまして、今回ドーム部のような箇所ですね、設備リスト更新したか、更新統見直しをしたかというです、昨日のハッチング、
0:16:54	になっているところになっておまして、具体的にどういうふうなところを変えたかといいますと、
0:17:03	施設の供用を示せるように、
0:17:07	セルを設けております。あと、設備の兼用でB S Mの区分耐震の設計、重要度分類、先ほどの配管の区切りがですね分かれるとわかるようなものになっているというのと、さらに
0:17:22	調節なのか可搬なのか、申請開示後は
0:17:28	先ほどの話もあります設計グレード 番と 番のか、設備リストのほうに記載されますので、そのうち、仕様表対象である 番については、丸をつけて星取表のような形で丸をつけてですね、これは、
0:17:45	グレードの ですよというのがわかるような形で示せるようなものにしております。それとあと、現在の設備リストなんですけれども、こちらのほうは上から順に、すべての設備について通し番号になっておまして、一番から4 センス番ぐらいに数百万ぐらいまで今付番されて、
0:18:05	いるかと思うんですけども、それですと紐づけするときの番号とかですねそれが非常に大変であったり、
0:18:13	途中で設備の追加で番号がずれたりとかですねそういうこともありますので、設備もしくは系統単位で番号振り直すなどしてですね。紐づけした時の番号見やすいようにちょっとこちら改善していきたいなど。
0:18:29	いうふうに考えておりますので、
0:18:35	基本ロジックのところでも説明があったんですけども、介護ヒアリング等ですね記載の誤りというものをの御指摘があってですね確か。そういうものの、再発防止としてですねセルを
0:18:50	細かく分けれるようにですねこのS AとかDBであったりとかですねと耐震の重要度分類とかですねそういうのを
0:18:59	そのミスが起きにくいような構成としてリストのほうの見直しを行っているのが添付 - 三番になりますってそれぞれ店舗それぞれ項目についてどういうことを書くかというのが、添付3の2分の2のほうに示しておりますが、ちょっとこちらのほうの説明は細かいので割愛。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:17	させていただきますので、このような広域的なネーミングが
0:19:23	多く考えておまして、先ほど基本ロジックでもあったんですけども次回以降はですね、このような名前の付け方をもとに、具体的にもうちょっとですね、代表システムを用いて説明を深掘りさせていただきたいなということで、第1回につきましては、
0:19:41	今回添付 - 1 で示したあのでプール水の冷却系であったり、第1回で申請した安全冷却サトウのB系のものであったり、それ以降につきましては、技術基準の適合性の要求項目が多い設備であったりシステム重大事故等を網羅的に説明
0:20:00	しやすいものを選んで御説明にしていきたいというふうに考えております。はい。だから、説明以上です。
0:20:11	すみません、日本原燃許認可サトウですけれども今の御説明に対してチェックの補足で御説明させていただきますと、ポイントは所補足説明資料の3ページ目に書いてあるやはり基本的な考え方のところでございまして、
0:20:28	原則としては、下のフロー図で示すことを基本にしておりますけれども、これに加えているところの要求事項のところをですねと分けるかというところが、やはりその技術基準との関係を意識して、しっかりとその範囲、いわゆる用途塩範囲ってのは、いわゆるその機能的に使用する範囲の該当する条文が何、
0:20:48	であるかという部分ですとか、あとその耐震重要度ということで、耐震のヒアリングのほうでも、そのSクラスの境界の範囲ですとか、その1.2の境界の範囲ですとか、いわゆるそういう部分の明確化を行うことという部分のコメントも踏まえますと、
0:21:05	やはり基準要求との関係を踏まえた主要主配管の切り分けへと名称の付け方大きいのにして使用表を作っていくというのがまず基本的な考え方になると、その際に、発電の方も損種YKTの佐野参考にですね、名称のつけ方を考えたときには、
0:21:24	2ページ目、3ページ目の下にございますように、耐震とか耐圧バウンダリであればですね、やはりその辺なりそのダンパで区切るのかだと、まずは意識と積パターンでしょうと、もう一つはやはり機能的な主要範囲ということでその主流る紙配管というふうに位置づける考えた時の
0:21:42	一つのネーミングの範囲としては、配管の分岐部、またその合流部といった表現を使ってですね、これまで霧んかで示していたようなそのまま何とか回りとかといった曖昧な表現であったりとかですね、そういう形にはならずですね、しっかりとその範囲の箇所が、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:00	図面上でいるような形のフロー夢中でええと識別すべきでしょうということで、まずそれを基本的な整備の考え方としてまずあのペーパーの整理しようということで考えてございます。2点目のポイントとしてはそれをですねきちんとやはりその図面、あとは使用表の説明
0:22:20	理想の関係をですねしっかりとその関連づけて東欧審査に審査で確認できるという状態にするために、やはり介護でも指摘ございましたようにその設備リストをしっかりとその全体計画との01と共通全社の関係ももちろんございますので、
0:22:38	それを踏まえて、わかりやすく、その整理するということの方針としまして、まず5ページ目のところにその方針書いてございますけれども、設備リストはですねまずはやはり矢印二つございますけれども、大きくは規制庁文書の目的とその位置付けを踏まえまして、
0:22:56	まずはその主要表で主要示す設備等基本設計方針の個別名称志免設備をリストにきちんと明示するという部分は、これはこれまで従来からの方針から変更しないとUpperその各層の二つ目の矢じりに関して、
0:23:12	まずその申請書本文の中でしっかりとその設備リスト等へと関連づけられて、きちんとその確認できるというような区分に見直しするというこの中で、やはりこれまでの設備リストの項目の終わり方は少しよくなくてですね。
0:23:27	間違いがおきやすかった場所、そのDBSA区分ですとか、耐震設計の部分ですとか常設可搬といった部分、先ほどの共通01でもですねまず系の部分に関してはこれを今の設備リストの丸づけと全く同じコメントだと思っておりますので、
0:23:45	それを反映いたしますけれどもそのこの部分の関係の整理というのもですねその設備その火災反映をやっていくということをまずは大きい方針としてその具体で今回、これ示させていただいているということになりますので、そういうことですね整理を進めたいというふうに考えております。説明以上です。
0:24:06	ただ、
0:24:09	はい。では規制庁のほうから指摘事項があればお願いします。
0:24:21	規制庁ナカガワですね。
0:24:24	3ページ目に考え方が書いているんですけども、それで一方次のところの
0:24:35	行目 5行目ぐらいですかね。
0:24:38	要求事項との関係性を踏まえてさらに下の区分がわかるように、
0:24:44	燃焼の細分化を行うというふうに観点が書きちゃって。
0:24:51	これのこういう考えはあるんだろうなと思いつつ、これは、
0:24:55	名称だけではよく判別できないんじゃないかと思っておりますが、この書き方となんか

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:25:03	こういう区分がわかるように名称を設定するみたいに見えるんですけど、個別に名称だけで示すというわけではない。
0:25:12	かと思っておりますので
0:25:15	燃焼だけで示さな場合、第2層、あとは設備リストとか系統図とかそうそういうのでわかるように示すのかなと思いつつ、
0:25:26	例えばこの中の
0:25:30	天井等、
0:25:32	下から二つ三つ目でTSA設備として既設の隣接を使用するもので、
0:25:40	2弁としての資料から変更がない協会とか変更がある境界括弧これはどこでどういうふうに
0:25:48	識別できるのか。
0:25:56	日本原燃許認可サトウでございます。今何がその下、下二つの部分に関しては、まず設備リストのほうの区分のところですね、時今あの仕様表のほうではもちろんそのスペックを見ていただいており、そのDBSAとかっていう部分の添付2でございますけれども、
0:26:14	DBとSAで使うものっていうことであればですね、ほとんどところにそのDBのときの条件、SAのときの条件というところが入ってきますので、こちらは確認できますが、取り実際はリスト上のほうで今回の月見直しするといった区分で付け加えております。
0:26:32	耐震の部分の重要度分類の分類ですとか、あとそのSAとDBが兼用している部分ですとかっていうところになってきますと、こういったところも区分の識別の中で少し差別化
0:26:49	できるというふうに考えてございます。
0:26:53	うん。
0:27:08	規制庁コサクです。
0:27:11	骨子
0:27:12	やり取り合っているのかなってないのかっていうところなんですけど、多分日本語の問題で
0:27:21	ここでし点で書かれてるものが名称としてわかるようにということではなくて、こういう協会で
0:27:32	名称を分けていきますということをただ言っているだけで名称自体は記載例に書いてあるようにフロー無痛でわかるようにしますっていうただそれだけだということだと思ってるんですけど、その理解でよろしいですか。
0:27:49	また、
0:27:51	日本原燃許認可サトウS波のその理解で。はい。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:57	規制庁コサクです。その上でdBなの改正なのかっていうのは、圧力温度あたりのところを見たりっていうことでもわからなくはないんですけど、設備リストの中で欄を設けているのでそこでは明示的になると。
0:28:15	いうこと、いっぺんにSsなんかもそういうところでわかると。
0:28:19	いうことと理解をしてますけど、それでよろしいですか。
0:28:27	この
0:28:30	日本原燃松岡です。すいません今コサクさんと大事なことをおっしゃってたというのにですけど今ちょっと最後のほうをちょっと聞き取れなくてですね、申し上げるんですが、今の名前をつけるの付け方でそう思っていないところは回答その通りでして、
0:28:49	そのあと設備リストといった規模でのところから、すみません、いま一度お願いできますでしょうか。ここのレ点で書いているDB施設のみなのかSA設備のみなのかとかっていうその位置付けの
0:29:04	説明というのは設備リストでわかるようになっていて名称で説明するものではないということですよと。
0:29:11	いうことなんですけど。
0:29:14	はい。その通り設備リストでこのDBとかSA、こういったところをしっかりと識別するという考えでございます。日本原燃松岡です。実績です。それがそういうことがわかるように、この資料が書いていただきたいというところなんですけど。
0:29:36	思ってたんでちょっと気になるのはそうれてんの上で書いてあるのは要求事項の括弧書きの中は用途使用範囲、耐震重要度等なんですけど、記載例1のて書かれているのは業と主要範囲仕様変更有無ですよ。
0:29:56	はい。
0:29:57	で、耐震重要度等々、仕様変更有無っていうので変わっちゃっててですね。
0:30:03	その点で何か作業をミスがないかどうかということなんですけど、具体的には添付に見ていただくと。
0:30:15	この資料のうちのどこが違ったら名称を変えようと思ってるのかということだ
0:30:21	流体の種類圧力温度は分けようと思ってますということだと思んですけど、外径厚さ材料についてはどう考えてますか。
0:30:32	どうぞ。
0:30:38	。
0:30:39	はい。
0:30:42	以上です。
0:30:43	はい。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:45	規制庁コサクですけど、聞こえてますか、日本原燃許認可サトウですはい。聞こえてございます。今のコサクさんのほうへ統合し、積部分に関しましては、やはり
0:31:00	ある程度その下の黄色線でちょっと右側の配管弁のところでは何かまとめて書いてございますけれども、或いはその外形厚さの部分もですね、ある程度違いは出てくるんですが、機能的で同じ部分であれば極力まとめて書きたいというふうなことを考え、
0:31:20	入っていますので、それぞれ仕様はとか外形は厚さが違ってくるといって、これをつけたと個別に使い分けるところまで現在へと考えていないということでございます。
0:31:34	規制庁コサクです。そうだと思うんですねその運用もそうなので、3ページの記載例1の書きは誤解を招き一定作業が混乱するもんだと思います。
0:31:50	はい。
0:31:51	点を明確にした方針を作って整理をいただかないといけないかなというふうに思うんですけど、その点で言うと、今説明のあった6ページのところの黄色の部分はなぜ別の名称になってるかというのを説明いただきたい。
0:32:08	引き続き、
0:32:17	はい。程度における検査等でございます。黄色の部分に関しましては、ちょっとここをですね少し作業が建てる時にもやはりちょっと悩んだんですが、同じ冷却機能とそのプールの冷却機能と見た場合は当然その間でもいいんじゃないかというふうな話がありました。
0:32:37	けれども、お聞きし系のAとポンプっていうのがですねそのAとB教諭のポンプになってございますので、やはりその役割的にはそのCというのはちょっと特別なものでそのAとBをきちんと整理した上でこのCという固まりは、
0:32:55	まずそれを兼ねる部分になりますので、ここを開けた方がいいんじゃないかというふうな形でですねこの黄色の部分というのを分けさせていただいているというような今整理をしております。
0:33:06	はい。
0:33:08	規制庁コサクです。わかりましたその考えもう明確にさせていただいて、全体として統一感のある整理をしていただければと思います。だめサトウでございます。はい、作業の方はちょっと間違わないようにこの3ページの下の記事のところもう少し
0:33:28	コサクさんのご指摘ありました点をですね踏まえまして記載拡充してですね、ちょっとその辺のほうで展開したいと思います。ありがとうございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:37	規制庁、古作です。記載例のとこだけじゃなくてですね、2ポツのこれに加えて書いてあるところの記載が0過ぎてですね、用途使用範囲っていうのはどうい
0:33:53	もので分けようとしているのかということを確認にしないと、今の冷却の
0:34:00	じゃあ、そうするとプール水冷却系の中の
0:34:05	このラインはこういう用等使用範囲、
0:34:08	ていうので。
0:34:10	大枠で見れば全部一緒の使用用途になるじゃないかということになるので、この用途使用範囲っていうのをどの
0:34:18	概念の中では固まりにするかっていうのを明確にしていくという必要があると思います。さらに耐震重要度は間違いないと思うんですけど、そのあとに通って書いているので、その点も何かっていうのを明確にしてください。
0:34:38	日本原燃佐藤でございます。はい。この2ポツ目のその要求事項のその具体的なその食わ系ですね用途使用はいあと耐震重要棟って書いてあるところですが、ここの部分をですね、今言われたようにやはりこれはですね冷却というその部分の系統で人
0:34:58	先ほど言われました通り、全体の機能からするとですね同じく見えてしまうんですが、この辺をですねやはりその系統の特徴を見た上で、それぞれのその系統の機能から見たときに窓にその用途は共用するのかということですね作業をする前にしっかりとその確認をしてですね明確化するというのを
0:35:18	ちょっと対応して作業したいと思います。当然この資料のほうでもですね、今の区分がですね少しわかるような形で修正をさせていただきます。
0:35:33	それで、
0:35:34	規制庁中ですけど、ちょっとを追加でコメントですけど、念のためですけどその
0:35:42	例えばさっき砂層外形とかさうさういう
0:35:45	厚さでは区切らないという場合に
0:35:49	例えばそのあるA系、例えばAからBまでどういうふうな範囲の中に普通の使用があった場合には、
0:35:58	使用表の単位としては一つと一つ、 、そんなに含まれる会計が2種類なり最終やればそれで3種類まとめて並列して書くとかさういようなイメージで行ったんですか。
0:36:13	原電佐藤でございます。はいそのイメージでございます。
0:36:19	了解しましたので、あと細かいところですけど7ページ目の名称のところのつけ方としては今黒塗りにしているところはですね。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:32	結局、何だかよくわからないっていうのはこれ黒塗りしなくても何だかよくわからないっていうのがあって、
0:36:39	多分が
0:36:40	Cとしての不便であるかどうかとかです。ね、そう、そういうような情報が
0:36:46	あるんじゃないかと思うんですけど、単なる希望だけ書いてもわからないと思うんですが、そこら辺は何か6ろでもそこまでタンクは濃淡劣化して書いてなかったと思うんですけど、いかがでしょうか。
0:37:02	原電の佐藤でございます。今のご指摘の部分に関しては、該当その黒塗りになってるとかです。ね、やはりバルブでございます。区切っているところですね、でバルブに関しては、基本的にはそのバウンダリーになりますと、手動弁がメインになるかと思っております。
0:37:21	必ずしもそのままそのペンすべてにですね、その名称がついておりませんので、やはりここはその弁の機能であつたりで示して、いしベースしかないのかなと、いろいろ方法ですね、期目みたいな記載をしてですね、答弁も存在するの示しているという確認ができておりますので、
0:37:42	そこはそういう人の仕方をさせていただきたいなと思っておりました。
0:37:48	規制庁の中でちょっと私の記憶違いかもしれ、背中弁で括弧番号とかそんなふうにしてませんでしたけれども、
0:38:00	規制庁コサクです。ナカガワさんの理解でいいと思います。少なくとも手動弁だったら手動弁括弧ですればいいですし、もう少しわかりやすく言えば、
0:38:13	最初のところだったら、仮にですけど、プール出口
0:38:18	弁とかです。ね、逆止弁とか、
0:38:22	なんか、なんらかその弁の意味合いっていうのがわかるように名称なりベンダーということぐらいは、負荷最低限、黒塗りにならないような形で書くべきだと思います。
0:38:35	従来名前がついてなかったからといって、今回の名前がつけられないということではなくてですね、名称変更は
0:38:44	実用炉のほうでも全然認めている話ですから、よくお考えになったらいいと思います。
0:38:52	日本、日本原燃佐藤でございます。はい、今の御指摘承知しましたので、そういったちょっと名前、
0:39:01	すいません、少々お待ちください。
0:39:04	すいません、日本原燃の谷口です。最近出したの発電炉の記載でもですね、一応対応直接、弁番号をそのまま書いていたように思います。その他の主要弁

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	として出てくるようなやつだと今目標の中に名称って書いてそこに弁番号をそのまま
0:39:21	入ってましてそれとの対比ができるように読む配管の側の項目にもそれを変えたりしてました。そういうのが出てこないところについては同じようにですねその部分の番号書くことで、実際のどこかっていうのは明確にできるかなと思いますので、
0:39:37	そういった記載をするということであれば択できるかなと思いました。
0:39:47	規制庁コサクです。ちょっとですね、タニグチさんは実用炉のほうでもやられてたので嘘ではないとは思いますが、この番号だけっていうのは、
0:39:59	しかもこれ主要弁でもないですし、
0:40:02	マスキングされてしまうとですね、何のことだか全然わからなくなるので、その点はやはり何らかの配慮が必要だと思います。
0:40:21	すみません 200 円のタニグチですそうですねあの補足させていただくと嘘ではなくてですね、今の実際の経年系のもので協定のもとにあってですね、配管の番号を書いて例えば熱交換器から弁までというのを示すときに、
0:40:38	その弁の番号書いたりしています。でその弁も使用弁じゃなくて、実際 2 系統の中に設置をされている弁で要目ほかの弁としての要目出てこないところでもそういった弁番号を記載しているところありますんで、そういったものでも、何だ。
0:40:54	場所として特定はできるかなと思いますので、そういった表現でどうかなんていうふうに思いました。
0:41:02	すみません日本原燃の高橋ですけど、
0:41:06	関西電力では例として、頭に弁で書いて、そのあとに弁番号書いた例があります。
0:41:18	規制庁コサクです。
0:41:20	いろいろと過去の経緯なり何なりもありながら、それぞれでやられてるんだと思うんですけど、今高橋さん言われたようにやりようはあると思いますので、検討いただければと思います。特に再処理の場合はマスキングされることが多いので、
0:41:38	その点でよく考えていただきたいなっていうのは別途先週もマスキングで話しましたけど、そういった
0:41:46	面もありますのでご検討ください。
0:41:50	すみません。年齢がタカハシです他発電所の状況をちゃんと確認した上で、どのような方向のかちょっと訂正させていただきます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:02	すいません規制庁カミデですけど、今は東海第2の公開の場の申請書をちょっと見てみましたが、この場合は弁が弁とかいって、弁番号が書いてあるという形ですけど、やはりマスキング対象ではない。
0:42:21	ですね、日本原燃の合意はこういう情報マスキングずしているようですので、なるべくマスキングば内容に記載の工夫というのを考えてもらえればいいと思います。
0:42:37	今日の資料でもですね、多くて投資6ページの
0:42:43	判例部分で、おそらくスキームが老齢がみすみすがあるないかと思っておりますので、こういうミスが行わないようにするためにも
0:42:58	その辺を工夫してマスキングのないように、できればと思いますので検討ください。
0:43:08	2、
0:43:09	日本原燃の松岡です。はい、今のカミデさんそれからコサクさんの御指摘踏まえましてマスキングをこともきちんと考えた上でですね、適切な濃度のほうのもっと下げさせていただいて、適切なクロムっていうの書き方に検討させていただきます。以上です。
0:43:29	規制庁込みですそれであの資料のほうは早急に公開版差し替えお送りします。
0:43:36	日本原燃の松岡です。承知いたしました。
0:43:50	規制庁森野です。他に規制庁から何か指摘事項はございませんか。
0:44:02	規制庁コサクです。ロジックペーパーの方なんですけど。
0:44:08	最後のところですね、今後の話として共通03の-0210304というのをスケジュールルール表見ると、3月26日、今日伺っちゃいました2月26日今日から準じ、
0:44:26	資料を提示準じヒアリングということをしつつ前聞いていたときにはこのヒアリングをする際には、
0:44:37	これ以外の設備についてもあわせてやっていて、全体としての状況が整うという話だったんですけど、作業状況としてはそうではなくなっていて、資料提示ヒアリングはあくまで代表として先行で、
0:44:54	いやたものでそこで整理をしたものによっては修正をかけて、その方針のもと、全体に展開をして展開できるのが4月末だと。
0:45:06	いうことに作業の状況が変わってきたという御説明だと思うんですけど、その状況についても、
0:45:17	3月以降のこの資料のヒアリングの中で、適時紹介いただくと。
0:45:23	いう理解でいいですか。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:25	それはそれでよろしかったですよ。
0:45:29	日本原電マツオカですはい今古作さんから言っていたまた段取りといい ますか、代表設備は、全体ば基本的に全体を4月末までに今やる中 です、先行的に今のだ、また表的な系統設備で説明をさせていただ き、
0:45:49	その中で出てきたものを他の尾根もフィードバックかけつつです ね、最終的に先ほど申し上げた4月末に向けて、全体を仕上げ て、我々このこういうこういう形で網羅性を持たせましたとい うこのプロセスの説明が
0:46:06	重要だと思ってございまして、そのあとは設備の代表とする設 備の代表性こういったもので全体を網羅的に説明したといった形 に持っていければと考えてございまして、もし3回やっても です、まだそのあと、必要であれば、
0:46:24	説明をさせていただくつもりでございまして、よろしくお願 いいたします。
0:46:31	規制庁コサクです。EURSAFE縮お願いします。さらにです ね、整理をするにあたってはその前の
0:46:42	共通08での使用表として何を書くべきかという整理もない といけなくて、それも今日資料提示があって来週ヒアリングとい うことですが、それも的確に反映をしていかなきゃいけないと。
0:47:00	ということ等なんです、その部分は来週ヒアリングだとは思 いますけど、
0:47:12	その辺りで のなのかBなのかといったところの考えとい うのも明確になっていないといけなかなと。
0:47:24	んなっていかないといけなかなと思ってますので、そう。
0:47:28	リストをつくるにあたっての視点というのが抜けのないよ うに、
0:47:34	していただければと思います。資料提示目標なんで、来週 のヒアリングのときに説明できるようにということで検討して おいてください。
0:47:47	10年マツオカです。もうまさにですね、これは申請前 から、この使用表で記載すべきしようといったものを明確 にし、開梱だけじゃなくてですねそれも弁も含めて、対象 にするのかと、こういったところがしっかりしないと、
0:48:06	ないし2A2Bといったところの分類の判断してきます ので、来週説明させていただきます。京都08が非常に我々 としても重要だというふうに考えてございまして、本日の 資料提示をさせていただきます。
0:48:23	ちょっと入ってプレゼンターの説明をする上で今ちょっと シミズ文字が小さいとかですね、ちょっと
0:48:34	今、いや、御説明するにあたって、ちょっと不親切な ところがちょっと今はございまして、
0:48:41	はい。来週早い段階でちょっと差し替えさせていただ くことになるかと思いますが、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:48:47	今日まず資料提示して、来週この 08 の説明しっかりさせていただきたいと考えてございます。以上です。
0:49:04	他に規制庁側から指摘事項ありますか。
0:49:22	それでは日本原燃から今日出た指摘事項等生徒指摘事項に対する対応方針とそういったスケジュール 2 について説明をお願いします。
0:49:39	はい。日本原燃の松岡です。
0:49:43	ちょっと、
0:49:47	はい。
0:49:49	まずこの評価本部のですね、0301 の本文のこのアートサンプ 3 ページ目にございました 2 ポツの考え方ですね、こちらの DBSA とこういったものがすべてわかこれら置くかわかるように商標とかに記載するとか、
0:50:09	ということではなくて、こういった考えに基づいて分類をすると、このちい例えば DB とか SA とこういった区分につきましては、リストでわかるですとか、そういったことをしっかり本部の考え方に加えるといったことがまず第 1 でございます。
0:50:25	それからあと二つ目としまして同じページの大きさ入れ A にございます。この用途ですね、今日たまたまプール水冷却系は仕様の変更のところはですね、しようが跨ぐところの例がちょっとなくて、あれでしたら誤解を与えてしまいましたが、
0:50:42	もう作業者のことも考えましてこの仕様の変更の有無といったところを複数の市町があっても一つの名称をつけるといった考え方でございますので、そういったことをしっかりとこにかけ下すで下の耐専耐圧等々を行った等々のところもですねしっかりどういうことなのかというのを書き下してここに書いた上で、
0:51:01	我々社内的に他社作業費作業用のガイドみたいなものをちょっと作ることにしてございますので、そちらもしっかり肝炎市営作業方に依頼をかけようと。
0:51:14	というふうに考えてございます。
0:51:16	それから
0:51:19	6 ページ目にございましたこちら分岐部というか ABC と CK のようなですね、こういったタイラインのようなところの名称のつけ方につきましてもしっかりですね今先ほどありました記載できているの 1B と見加えまして、こういったところの名前の付け方後こちらにつきましてもしっかり
0:51:39	クラスということでを行います。
0:51:44	はい。それから後全体のお話になりますがこちら来週共通 08 といった資料で地表を表としては取り上げる項目こちらをしっかりと bar としてもためた上でですね、作業を作業しません。とい系統の色塗り等の作業を
0:52:04	近い行っていくというふうにとか考えてございます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:10	それからあとすみませんあとべらの出し方という言葉弁の番号ですが、弁番号では、弁番号だけ示しているようなところをこちらでマスクングのことを考えまして、しっかり炉年ご参考にですね今の付け方を適切に行うと。
0:52:28	いうふうにちょっとその点検討させていただきますと、そういった別にマスクングのちょっと腑人が出る箇所は至急差しかえをさせていただきます。
0:52:39	以上です。
0:52:45	はい。今の減の説明に対して、規制庁から何かあればお願いします。
0:52:58	はい、ではよろしいようなので次の議題に移りたいと思います。2月19日に提出がありました共通05基本設計方針の変更前後の記載の考え方について及び本日提出のロジックペーパーについて。
0:53:14	日本原燃から説明を求めます。これも目的説明範囲達成目標を最初に説明してからの内容の説明に入ってください。
0:53:29	日本原燃西原でございます。共通05につきましては、前回Revゼロということで変更前後の書き方、考え方についてお示しをいたしました。それ、
0:53:43	の時も含めてそれ以前からも言われてました変更前の記載が既認可等とどう関係があるのかということについて整理をして説明する必要があるということで説明することという御指摘を受けておりました。その点をつい例示で大変恐縮でございますがMOXのほうの
0:54:03	外国証券機等で基本設計方針の前後表を
0:54:07	変更前のほうの記載に対して、既認可等とどう関係があるかということ整理をして
0:54:15	エビデンスも含めて追加をいたしましたということでございます。ロジックペーパーの方の最後の丸でございますが、基本設計戦後の中で、さらに
0:54:29	今回お示しするのが三つ目のポツて紐づけということで、変更前の記載を既認可既許可結局8人から同様の記載があるものと、あとは、既許可既認可と同じ、全く同じ記載ではないけども設計詳細展開したものとといったものを、あとは、
0:54:46	従前から同様の設計した後にしていただくことということを理由に記載の適性発火を諮った方というものに分類をしてそれぞれ対象範囲、そのエビデンスされる液認可等の対象範囲、記載の範囲と記載の該当部分というのを切り出して、
0:55:06	今回共通0ということで資料を追加して改正をいたしました。
0:55:12	実際の資料につきましては、
0:55:16	テイツー05の資料の

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:19	8 ページ以降が今回修正をしたものになります。3 ポツということで変更前記載事項当期認可許可目標づけについてということで、先ほど個別説明者ロジックペーパーにもありました通り、
0:55:37	表の中の 番から バーに分類をして、それぞれ色分けでこれすいません公開制限情報に上手いんですけども赤枠を使ってしまうよこれは今後適正化をいたしますが、緑赤ということで分類をして色分けをさせていただいてございます。
0:55:56	また、実際の変更前の該当箇所につきましては、
0:56:02	9 ページ以降に示させていただいてございますが、
0:56:11	枠を囲って左上に結局 7 日金かどっか書いてあるところは一体どこなのかということと、左側に版もをつけてございまして、外傷 - 1 といったような番号がその後ろに準じつけてございますイーピーエスの番号と
0:56:29	一対一になるような形で整理をさせていただいてございます。
0:56:34	かつ全く同じ記載ではないものの、従前からやっていって適正いたしましたということについては、赤枠の下にですね、資格例その理由というのを記載をさせていただいてございます。円勾配なぜ変えたのかということでございます。
0:56:50	こんな形で今、大分衝撃等々一部のものに対して、変更前の記載に対しての分類等してエビデンスとひもづけをさせていただきますが、これについて、今回お出しをした変更全部の形になってます。
0:57:06	基本設計方針、それとそれ以外にも変更前後の形で示します工事の方法について今後それぞれエビデンスとともに整理をしたものをお出しをして提出をさせていただきたいというふうに考えてございます。説明は以上になります。
0:57:27	はい。それでは規制庁区から指摘があればお願いします。
0:57:39	規制庁ナカガワですけれど。
0:57:45	8 ページ目に
0:57:48	紐付けの分類の仕方とか、
0:57:52	緑や公開で行って、
0:57:55	これがすぐ反映されたものが 9 ページ公共施設、
0:58:00	まだいるんですけども、ちょっと 8 ページの通りになってるかどうかよくわからなくてノッぽいバー 27 ページなんですけど。
0:58:16	多分そのページが青赤緑と巡回であるんで、少しわかりやすいかといいますか、例えば赤について
0:58:29	8、さっきの 8 ページで言うと、
0:58:33	許可申請既設工認に記載がないものとなっておりますがこれを見ると既設工認添付書類から部があって、計

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:44	これはどういう関係にあるのかというと、
0:58:49	あとは
0:58:52	許可申請既設工認のほう同様の記載内容のものと言いつつ、
0:58:59	ほぼ同様っていうのが、違いが何年何かっていうのが、
0:59:04	この表だけだとよくわからなかったというと、
0:59:11	あとは緑については、既許可申請既設工認の記載内容を詳細化しているもの というのが、
0:59:19	6 行動防災科っているのか、緑で言うと、
0:59:26	真ん中辺りと下のほうがいいですけど。
0:59:29	下のほうはなんかあんまり解説もなくですね、そこが、
0:59:33	よくわからなかったんですけども、
0:59:36	何かその
0:59:37	先ほどの 8 ページとの整合性という観点で少し補足いただければと。
0:59:46	日本もイシハラございます。
0:59:50	なお、本につきましては方というのは、例えば安全機能を有する施設だと言っ てることが言葉そのままないしを例えば加工施設だと言って、それ以降はほぼ 同じ文章書いてあるというのが青で示しているものですよ、緑のところでは真 ん中にあります添付書類 等書いてあるところで、
1:00:10	緑になって、これにつきましては、
1:00:15	ちょっと細かい話になってしまうとこれが本当に緑になるかどうかというのはある んですが、基準線量率を満足するよう遮へい設計であることの妥当性を確認 するって書いてあるところがこまですばり書いてないにしても、上のほうでそ の前に書いてある線量区域を線量率に応じて適切に区分C区分ごとの基準 制度、
1:00:35	家族葬設計を講じるということが書いてあってその結果だと適合しているとい うか起債中継を心配して満足しているっていうのを添付書類の中で、計算結 果として示しているということで、組み合わせ等、いわゆるこのこういったよう に、適正化としては、
1:00:53	変更前かけるんじゃないかという整理をしたということでございます。
1:00:59	下の添付書類のみと書いておられるの枠はオレンジで囲った事会ごとにです ね、ほぼ同じ文章が添付書類に書いてあるということで、後ろにビジネスをつ けております。
1:01:10	あと先ほどあった。
1:01:12	近接構図に添付書類で赤になっているところにつきましては、いかに駄目です ね、こちらの右下にずっと下、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:23	資格が浅部結んでやって遮へい - 2 ということで書いてますが、
1:01:31	この赤枠に書いてあることが理由で高として記載をしたということでございます直接的な鍛えないけれども、ページ、
1:01:42	しか書いて設計するというか、消防監視区域今日距離境界までの距離の確保等という御社への堰のためにやるということの考え方というのは大前提として、もともとから考えがあったということで、変更前には記載をさせていただきましたということで、
1:01:58	ございます。以上です。
1:02:06	規制庁中です。最後の赤のところよくわからなかったんですけど、これだけ必要かに書いてあることがあるんですよ変更前の答申についてですけど、いやそれは違う。
1:02:22	ページ目の方針変わってるのかどうかという話なんですけど。
1:02:34	この8ページ目ではバックは、
1:02:37	既許可申請に
1:02:40	記載がないものと言いつつ、さっきのページだと、既許可の添付。
1:02:52	そこはよくわからなかったんですが、
1:02:59	先ほども御説明赤枠部というのは確かに直接記載がないものでございましたら添付書類の中ちょっと書き方が悪かったかもしれませんが、添付書類の中でms時々出る弁護の記載ということも踏まえると、もともとから、そういう設計の考え方にした上で、
1:03:18	やっていたということを前提に設計が進んでいるので、そういうことを踏まえると、記載の適正化で変更前という記載をさせていただいてるということで添付書によって書いたことが直接日司ないので、先ほどのグローバルクロスすると誤解を与えているかもしれません。
1:03:36	からこうした上で本当に人に延ばした多くなくや解説の中に添付書類にということを書いている元素分析をして、これ記載はあるのと、そういうのを前提になっている考え方そのまま、変更前に書きましたということで整理をさせていただく方向に調整をちゃんと整理をしたいと思います。
1:03:57	規制庁長さが何か考え方わかったんですけども。
1:04:03	その他、青とか緑とかも含めてですね、何となく、8ページ目の更新に基づいて何がどう変わったのかという繋がりがよくわからないところが結構ありそうな気もしてですねちょっと全部見てるわけじゃないんですけど。
1:04:19	少し何か8ページ目にもう少し例電子ここ今にはこうするとかいうことを補足していただくのか、もうちょっと解説をいただければというふうに考えます。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:37	電源車でございます。それ以降で来るやつ無励磁も含めて、その分類の考え方が明確になる人整理をして記載を拡充したいと思います。
1:04:59	規制庁コサクです。ちょっと全体の方針をお聞きしたいんですけど、今お話のあったような形でわかるような資料にさせていただくということがあった上で、こういった資料を
1:05:15	今回申請されている基本方針のものすべてに作業をしそれを
1:05:24	ヒアリング資料として提示をするということなんでしょうか。
1:05:36	すみません、声が途中で切れてしまったんですが、
1:05:40	すみません。
1:05:42	今後どうしていくのか、どう
1:05:46	ヒアリングの進め方なり、資料としていくつもりなのかわからないので教えていただきたいんですけど。
1:05:56	日本原燃車両がでございます。こちらについては、先ほど申し上げた通り変更前後の形になってます基本設計方針と工事の方法について一式変更前の記載に対する既認可等との関係が変更前に書くことが、
1:06:13	適切かどうかということは我々の中にちゃんと考えますけれども、そういった整理をした上でヒアリング流れ全体を示して確かにこれが変更前なんだということの説明をさせていただきたいと思います。ただ、大変恐縮でございます。今回の整理の中でも一部、これは書き過ぎたというのもありましてその辺の適正化の項目にしないといけないと思ってます。
1:06:37	規制庁コサクです。当然そうだと思ったから指摘してるんですけど。
1:06:42	それはあれですかこの資料をどんどん拡充し程度低事業されていくってことなんでしょうか。
1:06:52	まずはそういうさ、非常にイシハラでございます。なぜそういう形で示させていただきたいと思ってます。
1:07:02	規制庁コサクです。わかりました。今回記載例という形でしたけどそれが実際に何条何条何条ということで、何条っていうとちょっと変なんですかね、方針の何法について云々っていうので
1:07:16	どんどん出てくるということで理解をしました。
1:07:27	ほか規制庁から指摘事項がありますか。
1:07:44	はい。内容ですので原燃の方から本日の指摘事項等、対応方針とスケジュールの説明をお願いします。
1:07:56	よろしく。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:57	日本原燃者でございます。こちらの変更前後のやつにつきまして変更前の記載の分類の仕方というのがやはり具体的な例も含めて、やはり定義として明確じゃないところがありますのでそこを正しくしたいということがまず1点。
1:08:13	させていただくというのが1点とあとは
1:08:17	今検討させていただいている学部の例示になりますので、これを基本設計方針工事の方向を含めて全体通して作成をさせていただいて、ヒアリング資料として計上させていただくということで、
1:08:32	考えてございますこれあのも複数再処理。
1:08:37	含めて、
1:08:38	ただ設定。
1:08:40	いただきます。はい。
1:08:42	復水については作業スケジュールも含めて、別途、はい。
1:08:47	ご提示をさせていただきたいと思います。
1:09:03	はい。さっき今ほどの。原燃の説明に対して何か指摘があれば、
1:09:25	規制庁コサクです。
1:09:27	これまでのヒアリングの内容ではないんですけど、
1:09:34	耐震のヒアリングが水曜日だったですかね、のときにも少しお話ししたんですけど、審査会合については一つキー。
1:09:46	間隔ぐらいではやりましょうということで、次回だと3月15日あたりということなんですけど、今日のヒアリングの内容とかはまた少し検討を加えて、今日指定し、
1:10:03	数された資料のヒアリング来週というようなことも含めてですね、
1:10:09	対応をさせていただくということかなと思ってはいるんですけど、
1:10:17	原燃においては、どういう項目どういう内容で準備を進めるつもりかと。
1:10:24	ということについて今日の話だけではなくてですね、耐震以外の全体を通じて特に竜巻、火山とかをですね、大分その前回のヒアリングから対応を後ろ倒しにされているところもあって、
1:10:41	そういったことも含めて次回の審査会合への対応方針がどうなってるかっていうのを説明いただけますでしょうか。
1:10:55	日本原燃方向でございます。耐震のときに申し上げたときと、一部繰り返しになる部分もございますけれども、まず1月の審査会合で原燃から説明させていただいた資料の中に主要な論点といいますか説明事項という項目を挙げさせていただいてますので、
1:11:13	それに対しては、今どういう状況にあるかともう会合として、本来あるべき議論として出せるものはもちろんお出します。2月2の会合でお示した進捗状

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	況と課題というところもございましたのでその課題に対する対応状況というところも、
1:11:33	次の会合で御説明できるように準備したいと思います。これももちろん耐震だけではなくて、今コサクさんからご指摘あったように、他の条文、外部衝撃ですとか火災ですとか、そういうところについても必要なものをご提示できるように準備します。
1:11:49	それから、ご指摘あった3点目になると思いますけれども、
1:11:56	今、今の状態で進捗が芳しくないというように、私どもも思っているところがございまして今後、どうどのようなスケジュール感でどういうふうに進めるかというところにも触れて御説明したいと思っております。以上です。
1:12:17	規制庁コサクです。原燃の状況をちゃんと照会いただいて、伸びているなら伸びてるでどうなるんだってということは言っていたってということではあるんですけど、本来の審査会合はまあそういった
1:12:32	ことよりもですね、ちゃんと審査としての技術的な内容お話をすることなんですけど、その点については、耐震以外という意味だと何を用意される。
1:12:48	つもりでしょうか。
1:12:53	日本原燃の久保でございます。外部衝撃のところちょっとあの会合として説明できる案件があるのかどうかというところを今精査しております。ちょっとまだこの前のヒアリングではほとんどいろいろデータの拡充だとか再説明が必要だというような
1:13:10	整理になったと思えますけれども、ちょっと本来の会合として御説明できる内容に至らないかもしれませんが、状況について最低限説明はしたいと思っております。
1:13:29	規制庁コサクです。
1:13:31	ヒアリングができていない状況で審査会合で説明をされるということだ投資的が十分できないところもあるので、審査会合終了の案をですね、来週なりに提示いただかないと。
1:13:46	会合でこちらは有益な話があっていきませんので、早急に準備を進めていただいて、
1:13:55	その後のヒアリングのキックオフ的なものに
1:14:01	なるようにしていただければと思いますし、その際にですね、次回五つのであれば具体的な内容として審査会合できるのかというようなことの方針も見えるようにしていただければと思いますがいかがでしょうか。
1:14:23	はい、日本でオオクボでございます。来週、また、

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:14:28	金曜日だけ、金曜日にヒアリング設定させていただきたいと思っておりますので、それまでに骨子とあと説明できるメーターを入れたたたき台みたいなものを作ってですね。
1:14:43	も提示させていただきたいと思います。
1:14:49	規制庁コサクです。よろしくお願いします。それとあと
1:14:53	今日議題にはなっていないんですけど、今日の議題になっていったものの資料の提出と同時期に出された共通 18 の資料は、
1:15:08	ヒアリングが予定されていないんですけど。
1:15:13	内容で言うそうですね、現状の申請の中ではつけなかった添付書類も今後は入れてまへん。
1:15:24	既存先認可の内容と変更がなくて、
1:15:28	大丈夫な理由というようなことがわかるようにしていくと。
1:15:32	ということ等だとは思いますが、今後の対応で書いてあるところ。
1:15:40	です等を添付するかまたは呼び込みを行うとかっていうので、ちょっと曖昧良いな形になってるもんですから、具体的にどうしていくつもりなのかってことはもう少し明確にさせていただかなきゃいけないかなと思うんですけど、どう考えておりますでしょうか。
1:16:05	日本原燃のヤマチです。
1:16:09	はい。
1:16:10	日本原燃の山内です。ここの記載確かに曖昧な記載になっておりました。趣旨としてはですね、その次の窓のところがありました通り、その系統説明図のところでも若干補正をさせていただきたいところもあったというのがあってですね。
1:16:25	添付または呼び込みという形にさせていただいておりました。基本的には既認可通りというものに関しましては呼び込みという形で対応させていただきたいというふうに考えております。
1:16:41	規制庁コサクです。その点では呼び込み自体はいいんですけど、その時に呼び込みでいいんだってことはわかるように書いていただけるといいことですか。
1:17:04	日本原燃のヤマチです。今の御指摘の点といたしますのは、おそらくその既認可の来認可でつけた経営添付書類の内容で十分なんだというところをきちんと御説明しなければいけないというふうに理解いたしましたので、
1:17:19	今の基本ロジックのところでも点でそれぞれの位置付けについて書いておりますけれども、その中で、こういう申請はない。こういう内容のことも金かをつけていたので、変更はなくてですね、問題ないというところをもう少し具体的な記載をさせていただくように修正いたします。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:40	規制庁の古作です。よろしくお願いします。その具体的な対応の内容っていうのも、この資料に追加していただいて、認識が合うようにしていただければと思います。よろしくお願いします。
1:17:54	日本原燃のヤマチです。ちょっと聞こえなかったんすか補足説明資料にきちんとを作るということで御指摘いただいてましたね。
1:18:02	規制庁コサクです。はい、そうです。
1:18:05	日本原燃のヤマチです。承知いたしました。
1:18:15	ほか本件について規制庁から確認等の事故がなければこれで終わりたいと思いますがいかがでしょうか。
1:18:32	町コサクです。すいません。どう。
1:18:35	ような話で準拠規格及び基準という資料もヒアリングがセットされてないんですけど。
1:18:44	記載内容としてはですね、
1:18:49	各条文の添付書類の内容を踏まえつつ、どこまで書く必要があるかっていうのを潰し込みをしなきゃいけないと思っていてですね、また記載レベルが実用炉と比較してどうなってるかといったところの話もあると思ってるんですけど。
1:19:08	その点のスケジュール表だと、もうすでにコメント回答は終わっているというつもりになっているんですが、どう進めればいいでしょうか。
1:19:28	日本原電のヤマチです。ここ日スケジュール情報配慮が足りなくて申し訳ありませんでした。
1:19:35	これは
1:19:37	来週きちんとヒアリングをやるという形でセットさせていただきたいと考えてます。それで先ほど指摘の通りですね、発電届く発電炉と比べて記載が十分かどうかという点それから実は再処理ボックス濃縮でもう少し記載がばらつきがあったということもございました。
1:19:56	そこもですね高校生できちんと整合とるというところもしていかなきゃいけないという状況になっておりますので、来週ヒアリングでそのエネルギーその点をですね、御説明させていただきたいと思います。
1:20:12	規制庁コサクです。了解しましたよろしくお願いします。
1:20:24	他系統と規制庁側から定価で指摘事項等ありますか。
1:20:37	はい、では
1:20:39	特に指摘事項等ないようですので、本日はこれにてのヒアリングを終了したいと思います。
1:20:47	はい。
1:20:51	はい、ありがとうございました。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:55	はい。
1:21:03	はい。
1:21:05	。
1:21:07	。
1:21:09	。
1:21:11	。
1:21:22	。
1:21:29	。
1:21:34	あ、すみません、えーとですねこの後すぐ
1:21:39	過去波浪ヘディングありますんで。

- 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。